

# 「社会で子どもを育てる」諸外国の取組状況調査業務

## 報告書

令和5(2023)年3月

三菱UFJリサーチ & コンサルティング



## 《 目 次 》

I. 業務の目的・内容等 .....	1
1. 業務の目的.....	1
2. 分析の対象とした国.....	1
II. 諸外国の合計特殊出生率の動向.....	2
III. 各国の合計特殊出生率と取組みの総合的な状況 .....	4
1. フランス .....	4
2. スウェーデン .....	9
3. イギリス .....	15
4. ドイツ.....	19
5. イタリア .....	25
IV. 参考資料.....	29
1. 有識者へのインタビュー結果 .....	29
2. 参照した文献一覧.....	48

# I. 業務の目的・内容等

## 1. 業務の目的

近年、合計特殊出生率が上昇したことがある諸外国において、その要因の一つに社会全体で子育てを行ってきた風土や具体的な取組があったのではないかとの仮説をもとに、国内外の文献から各国の取組の状況を意識・負担・環境の3側面について整理した。整理に当たっては、有識者へのインタビューを実施し、それらの取組の背景や効果についても情報を収集し、報告書に反映させた。

## 2. 分析の対象とした国

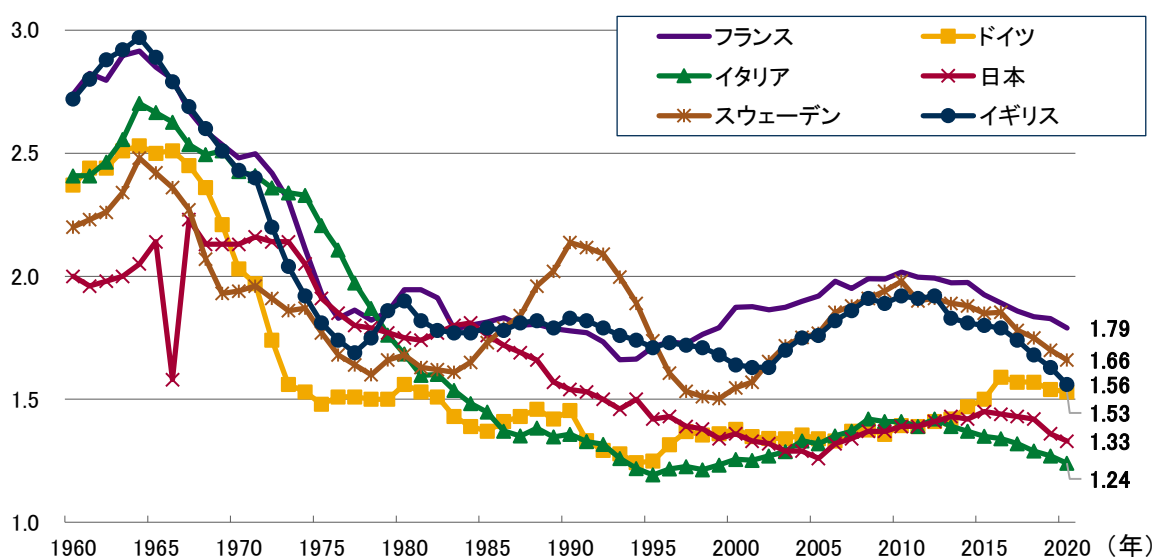
調査の対象とした国は、近年、合計特殊出生率の上昇が見られたフランス、スウェーデン、イギリス、ドイツに加えて、日本と同様に出生率が低い水準で、回復幅が小さいイタリアを対象とした。

## II. 諸外国の合計特殊出生率の動向

日本と諸外国（フランス、スウェーデン、イギリス、ドイツ、イタリア）の合計特殊出生率の推移をみると、1960年代前半までは、全ての国で2.0以上の水準であった（日本は丙午の迷信により、1966年の出生率が大きく落ち込んでいる）。

その後、1960年代の後半から、各国で出生率の大幅な下落が見られるようになった。その後1970年代の末ごろから少子化対策に取り組み始めた国から順に、出生率が回復する国がみられるようになった。本業務においてインタビュー調査した立命館大学の筒井教授によれば、先進国の少子化対策は、どこどの国も基本的には「保育環境の整備」「育児休業制度の充実」「現金の給付」の3つに整理できるとされる。

図表 II-1 諸外国の合計特殊出生率の動き



【数表】

	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	
フランス	2.74	2.82	2.80	2.90	2.91	2.85	2.80	2.67	2.59	2.53	2.48	2.50	2.42	2.31	2.11	1.93	1.83	1.86	1.82	1.86	
ドイツ	2.37	2.44	2.44	2.51	2.53	2.50	2.51	2.45	2.36	2.21	2.03	1.97	1.74	1.56	1.53	1.48	1.51	1.51	1.50	1.50	
イタリア	2.41	2.41	2.46	2.56	2.70	2.67	2.63	2.54	2.49	2.51	2.43	2.41	2.36	2.34	2.33	2.21	2.11	1.97	1.87	1.76	
日本	2.00	1.96	1.98	2.00	2.05	2.14	1.58	2.23	2.13	2.13	2.13	2.16	2.14	2.14	2.05	1.91	1.85	1.80	1.79	1.77	
スウェーデン	2.20	2.23	2.26	2.34	2.48	2.42	2.36	2.27	2.07	1.93	1.94	1.96	1.91	1.86	1.87	1.77	1.68	1.64	1.60	1.66	
イギリス	2.72	2.80	2.88	2.92	2.97	2.89	2.79	2.69	2.60	2.51	2.43	2.40	2.20	2.04	1.92	1.81	1.74	1.69	1.75	1.86	
	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	
フランス	1.95	1.95	1.91	1.78	1.80	1.81	1.83	1.80	1.81	1.79	1.78	1.77	1.73	1.66	1.66	1.71	1.73	1.73	1.76	1.79	
ドイツ	1.56	1.53	1.51	1.43	1.39	1.37	1.41	1.43	1.46	1.42	1.45	1.33	1.29	1.28	1.24	1.25	1.32	1.37	1.36	1.36	
イタリア	1.68	1.60	1.60	1.54	1.48	1.45	1.37	1.35	1.38	1.35	1.36	1.33	1.32	1.26	1.22	1.19	1.22	1.23	1.21	1.23	
日本	1.75	1.74	1.77	1.80	1.81	1.76	1.72	1.69	1.66	1.57	1.54	1.53	1.50	1.46	1.50	1.42	1.43	1.39	1.38	1.34	
スウェーデン	1.68	1.63	1.62	1.61	1.65	1.73	1.79	1.84	1.96	2.02	2.14	2.12	2.09	2.00	1.89	1.74	1.61	1.53	1.51	1.50	
イギリス	1.90	1.82	1.78	1.77	1.77	1.79	1.78	1.81	1.82	1.79	1.83	1.82	1.79	1.76	1.74	1.71	1.73	1.72	1.71	1.68	
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
フランス	1.87	1.88	1.86	1.87	1.90	1.92	1.98	1.95	1.99	1.99	2.02	2.00	1.99	1.97	1.97	1.93	1.89	1.86	1.84	1.83	1.79
ドイツ	1.38	1.35	1.34	1.34	1.36	1.34	1.33	1.37	1.38	1.36	1.39	1.39	1.41	1.42	1.47	1.50	1.59	1.57	1.57	1.54	1.53
イタリア	1.26	1.25	1.27	1.29	1.33	1.32	1.35	1.37	1.42	1.41	1.41	1.39	1.42	1.39	1.37	1.35	1.34	1.32	1.29	1.27	1.24
日本	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33
スウェーデン	1.55	1.57	1.65	1.72	1.75	1.77	1.85	1.88	1.91	1.94	1.98	1.90	1.91	1.89	1.88	1.85	1.85	1.78	1.75	1.70	1.66
イギリス	1.64	1.63	1.63	1.70	1.75	1.76	1.82	1.86	1.91	1.89	1.92	1.91	1.92	1.83	1.81	1.80	1.79	1.74	1.68	1.63	1.56

(資料) OECD Family database

今回調査対象とした国では、スウェーデンとフランスにおいて、出生率の回復が早かった。スウェーデンでは1970年代初頭から夫婦共働き世帯を前提とする税制改革を進め、1975年には保育法を制定して保育環境を整えるなどの取組を進め、1980年代に入ると出生率は下げ止まり、80年代の後半からは回復していった。次いで、フランスは1970年代後半から、家族手当などの現金給付や育児親休業制度などの対策を進めていき、そのころから出生率は下げ止まりの傾向を見せた。さらに1980年代以降、家族政策も「両親が共に働く家族とその子どもという家族モデル」に対する支援へと転換する中で、1990年代半ばからは出生率の回復傾向が見られるようになった。

対象国で出生率の回復が比較的遅かったのがイタリア、イギリス、ドイツである。イタリアでは1991年に私立保育所の設置が認められるようになり、1990年代の後半から、低い水準ながらゆるやかな回復傾向がみられる。イギリスは1997年にブレア政権が誕生し、1998年に「全国チャイルド・ケア戦略」が提示され、保育サービスの充実や定員の拡大など、保育・教育政策の充実が進み、2000年代の中ごろから出生率の回復が見られるようになった。ドイツでは、2002年の第2次シュレーダー政権のもとで、子育てへの財政的支援や仕事と育児の両立支援などの取組が進み、2010年代に入るところから、出生率の回復が見られるようになっている。

なお、2015年以降はいずれの国においても、出生率の低下傾向が見られており、明確な原因は特定できないが、経済環境の悪化が関係しているのではないかと、という見解が複数の文献やインタビューした有識者などから示唆された。

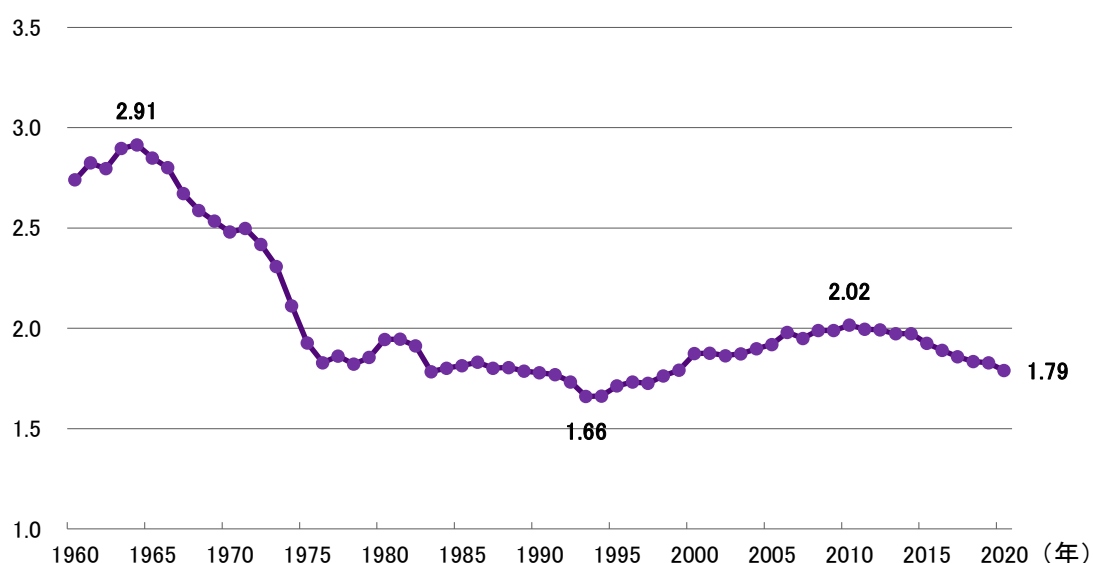
### III. 各国の合計特殊出生率と取組みの総合的な状況

#### 1. フランス

##### (1) 合計特殊出生率の動向

フランスの合計特殊出生率は、1964年に2.91を記録したが、1993年から1994年にかけて1.66にまで低下した。その後の政策対応により、2010年には2.02と人口置換水準の近傍まで回復したが、その後低下傾向となっており、2020年時点では1.80となっている。

図表 III-1 フランスの合計特殊出生率の動き

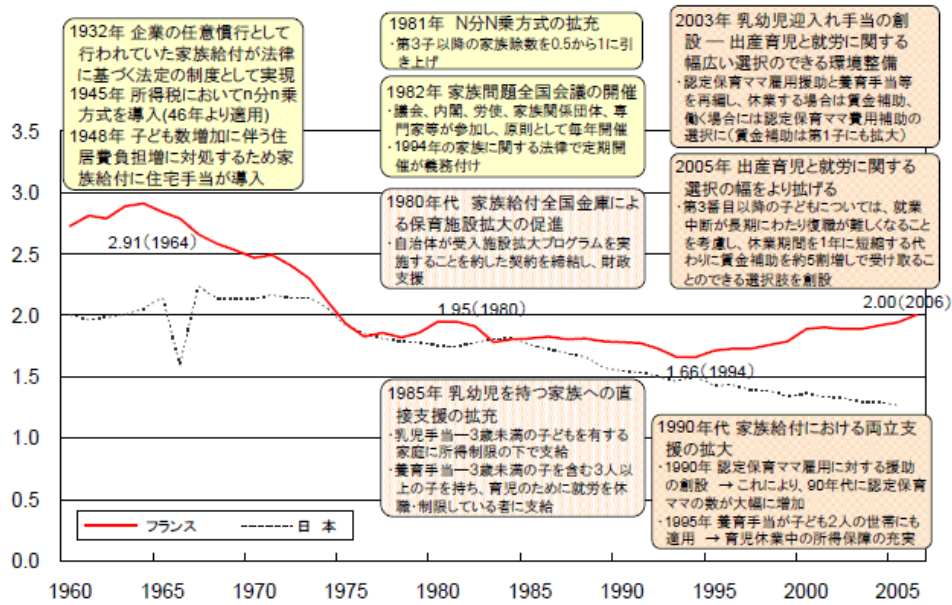


(資料) OECD Family database

フランスでは1970年代半ばまで2.0以上の合計特殊出生率を維持してきたが、1960年代から1970年代前半にかけて、子どもの養育や家の財産等、家庭において父権が絶対的であったフランスにおいて、避妊(1967年)、中絶(1975年)、離婚(1975年)など、女性が相次いで選択の権利を得て、女性の社会進出が進められた結果、1970年代後半には2.0を割り込む水準となり、人口問題は大きな政策課題となった。

そこで、フランスでは1970年代後半から、家族手当などの現金給付や育児親休業制度などの対策を進めていき、そのころから出生率は下げ止まりの傾向を見せた。さらに1980年代以降、家族政策が「専業主婦と子どもと働き手を家族モデル」として支援するという政策形態から、「両親が共に働く家族とその子どもという家族モデル」に対する支援へと転換が行われた。このような取組が奏功し、1990年代以降の出生率の回復につながったと考えられる(図表 III-2)。

図表 III-2 フランスの出生率の推移と家族政策



(資料)内閣府「主要国の家族政策と家族関係社会支出の国際比較(第2回「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議「基本戦略分科会」)

## (2) 取組みの総合的な状況

### ① 意識の側面に関すること

#### 1) 結婚に関する意識

内閣府が令和2年に実施した「少子化社会に関する国際意識調査」によると、「結婚や同棲の必要性」について、日本では「結婚はした方がよい(44.2%)」「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない(39.0%)」という設問において回答が二極化しているが、フランスにおいては、回答が分散している傾向がある。一方、フランスでは「結婚は必ずすべきだ」と「結婚はした方がよい」の合計値は28.6%と他の調査対象国と比べて小さくなっており、皆婚規範については弱いことが見て取れる。

また、フランスでは「結婚・同棲はしなくてもよいが、恋人はいた方がよい」という回答が21.4%と調査対象国の中で最も高くなっており、恋人の存在については重視していることがわかる。実際に、「結婚している」の割合は全調査国のなかで最も小さく、「結婚も同棲もしていない」の割合が38.4%と全調査国のなかで最も大きい。

結婚していない理由をみると、1番当てはまる理由として、フランスでは「結婚する必要性を感じないから」の割合が最も大きい。また、フランスでは「一生、結婚するつもりはないから」が他国と比べて高い数値となっている。

この点について、内閣府子ども・子育て本部(2021)では、「フランスでは民事連帯契約(PACS)<sup>1</sup>という制度が整備されており、婚姻以外の法的「結びつき」が一定程度保護されていることによるものと考えられる」と考察している。

<sup>1</sup> 性別に関係なく、成年に達した二人の個人の間で、安定した持続的共同生活を営むために交わされる契約(フランス民法第515-1条)。



## 2) 出産・育児に関する意識

内閣府が令和2年に実施した「少子化社会に関する国際意識調査」によると、「希望する子供の数」については平均 1.74 人と調査対象国の中で最も低い値となっている。また、「0人」と回答した割合も 17.9%と調査対象国の中で最も高くなっている。

「子供を増やしたくない理由」として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も高い割合となっており、経済的不安が背景にあると考えられる。

また、育児に関する意識について、「子育てに楽しさを感じるか、つらさを感じるか」という設問をみると、「楽しさを感じる時の方が多い」が圧倒的に多い (85.9%)。その一方で、「子育てをして良かったこと」については、「良いと思うことは特にない」という回答の割合が 9.8%と他の調査対象国に比べて高くなっている。

## ② 負担の側面に関すること

### 1) 税制 (N分N乗方式) の導入

フランスの家族政策の大きな特徴の一つが、所得税におけるN分N乗方式である。N分N乗方式は1946年から導入され、フランスにおける家族政策の柱の一つとなっている。

これは、家族を課税の単位とみなし、家族の所得の合計額を「家族係数」(大人は1、子どもは2人目までは0.5、1981年から3人目以降は1)で除し、係数1当たりの課税額を決め(N分)、さらに家族係数を乗じて家族全体の税額を決める(N乗)方式であり、子ども数が多いほど所得税の負担が軽くなるというメリットがある。

他の先進国が子育て費用に関し、税額控除方式を採用し、課税単位を個人としたのに対し、フランスの場合、家族を課税単位とする方法を選んだという点が注目されている。(縄田2009)

### 2) 多様な家族給付

戦前までのフランスの家族給付は、出産促進策としての性質が強く、特に第3子に対する給付に重点を置き、また、専業主婦等の存在を前提とした手当があるなど、伝統的な家族像を想定したものであった。

しかし、戦後のフランスにおいては、女性の社会進出や家族の在り方が変化したこと、また出生率が大きく低下したことなどを受けて、家族給付の多様化が進められるようになった。具体的には、1976年のひとり親手当の導入、1978年の専業主婦等の存在を前提としていた単一賃金手当の、家族補足手当への統合、1978年の家族手当の支給要件の「就業要件」から就業の有無を問わない「居住要件」への変更などの措置が講じられた。

戦後のフランスの家族給付において大きなウェイトを占めてきた単一賃金手当を、上記のような形で発展的に解消したことは、主婦に対する援助という従来の政策の転換を示している。また、家族手当の支給要件の変更は事実上フランスに居住し、子を扶養する全ての者を家族手当の支給対象とするものであり、企業等の負担による被用者への賃金の補完という家族手当の性格を大きく変えるものとなっている。

また、ひとり親手当や新学期手当など所得政策的性格が強い手当が導入され、この結果、

家族給付は、国民生活の多様化に対応しつつ、児童を扶養する者への普遍的な所得保障という性格を帯びてきた。

必要な財源を確保するため、1990年には個人所得への賦課を財源とする社会保障目的の一般社会拠出金（CSG）が導入され、企業からの拠出金を中心としてきた家族に対する支出の財源に大きな変化が生じた。

加えて、乳幼児手当（APJE、1985年）、育児親手当（APE、1985年）、家庭保育手当（AGED、1987年）が導入され、乳幼児に対する支援が強化された。その後、これらの手当は、2003年に乳幼児養育給付（PAJE）に統一された。

乳幼児養育給付（PAJE）は、第1子から給付され、出生後、3歳になるまでの間基礎手当が支給され、就業自由選択補足手当（CLCA）と保育方法自由選択補足手当（CLMG）のどちらかが基礎手当に上乘せされるという仕組みとなっている。

就業自由選択補足手当（CLCA）にも全面休業の場合と部分的休業（パートタイム労働）の場合があり、手厚い保育方法自由選択補足手当（CLMG）と合わせ、フルタイム勤務、パートタイム勤務、休業と、「仕事と育児の両立」に関し多様な選択が可能となっており、1985年以降のフランスの家族給付は、第1子も含めた乳幼児への支援と、仕事と育児（家庭）の両立支援に重点を置くようになっている（図表 III-3）。（縄田 2009）

図表 III-3 戦後のフランスの家族政策の推移

年	出来事
1945	社会保障制度の組織化に関する 1945 年 10 月 4 日オールドナンス。 所得税にN分N乗方式を導入（適用は 1946 年から）
1945～1946	企業単位の家族手当補償金庫が廃止され各県に家族手当金庫（CAF）が設立される。
1946	1946 年 8 月 22 日法。戦後の家族給付の大枠が定まる。
1948	家族給付に住宅手当が導入される。
1949	1949 年 2 月 21 日法により家族手当金庫の社会保障金庫からの独立が保障される。
1967	67-706 オールドナンスで全国家族手当金庫（CNAF）が設置される。
1974	新学期手当の導入
1976	ひとり親手当（API）の導入
1977	認定保育ママ制度の導入
1978	国籍を問わず居住要件のみで家族手当が支給されるようになる 単一賃金手当等を家族補足手当（CF）に統合
1981	N分N乗方式の拡充（第3子以降の家族係数を0.5から1に引上げ）
1982～	家族問題全国会議の開催（1994年から定期開催を義務づけ）。
1983～	家族給付全国金庫による保育施設拡大の促進（家族手当金庫と各自治体との間での「保育所契約」「子ども契約」締結と費用補助）
1985	育児親手当（APE）、乳幼児手当（APJE）の導入
1990	一般社会拠出金（CSG）の導入 認定保育ママ雇用に対する援助の創設
2003	乳幼児養育給付（PAJE）の導入

（資料）縄田（2009）

### ③ 環境の側面に関すること

#### 1) 柔軟な育児休業制度

フランスでは、仕事と育児の両立のために、柔軟な育児親休業（congé parental

d'éducation) の制度が整備されている。

育児親休業は 1977 年に導入されたが、現在の育児親休業制度は、①子が 3 歳になるまで取得することができ、また、②親が終日休む育児休業と労働時間を短縮する短時間勤務のどちらかを選択することができる。加えて、2005 年に、第 3 子については、休業期間を 1 年に短縮するかわりに、賃金補助を 5 割増しにする制度が導入された。手厚い乳幼児養育給付と並んで、柔軟な休業制度はフランスの家族政策の特徴となっている。(縄田 2009)

## 2) 子ども連れに対する意識

白石 (2007) には、「日本では、たとえば地下鉄の駅にエレベーターを設置して子ども連れが活動しやすいようにしようという議論もあるが、パリの地下鉄の駅にエレベーターやエスカレーターは珍しい。ではベビーカーを押している人はどうしているかという、周囲の人がさも当然というふうに持ちあげてやるのである。ついでに子どもの頭をなでて行く人も少なくない。また、パリではいろいろな場面で行列をなすことが少なくないが、子ども連れの人が並んでいるとどこからともなく係員が出てきて優先的に窓口連れて行く。さらに、有名な高速鉄道 TGV では子連れディスカウントチケットがあるそうだ。」との記載があり、ハード面だけでなく、ソフト面を含めた社会環境が存在していることが、高い出生率を支えていると考えられる。

## (3) 本節の参考文献

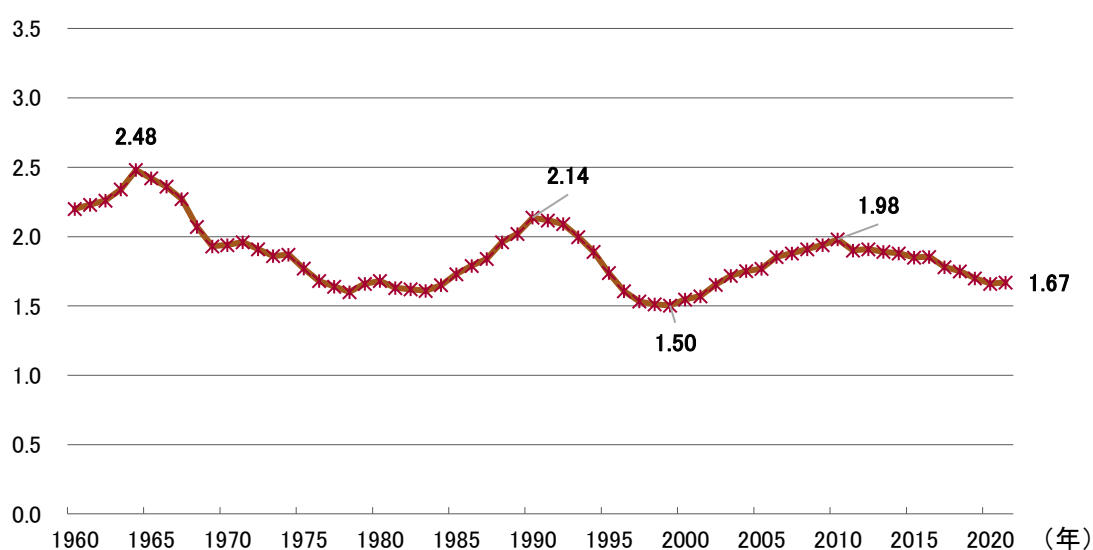
- ・ 荻田香苗・北田真理 (2018) 「諸外国における少子化対策—スウェーデン・フランス等の制度と好事例から学ぶ」『日本衛生学雑誌』 73 (p322-329)
- ・ 神尾真知子 (2007) 「フランスの子育て支援—家族政策と選択の自由—」『海外社会保障研究』 Autumn 2007No. 160
- ・ 神尾真知子 (2006) 「フランスの企業と「少子化対策」」『日本労働研究雑誌』 No. 553, August2006
- ・ 縄田康光 (2009) 「少子化を克服したフランス—フランス人口動態と家族政策」『立法と調査』 2009. 10, No. 297
- ・ 柳沢房子 (2007) 「フランスにおける少子化と政策対応」『レファレンス』 2007. 11
- ・ 国立国会図書館 (2017) 「フランスの家族政策」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No. 941
- ・ 白石重明 (2007) 「子ども (連れ) にやさしい国の高い出生率」『RIETI 海外レポートシリーズ』
- ・ 内閣府子ども・子育て本部 (2021) 「令和 2 年度 少子化社会に関する国際意識調査報告書」

## 2. スウェーデン

### (1) 合計特殊出生率の動向

スウェーデンの合計特殊出生率の推移は 1960 年以降、大きく 3 つの山が形成されている。1964 年に 2.48 を記録したが、その後 1970 年代には 1.5 近くまで下がって 1980 年代まで横ばい傾向が続いた。1980 年代後半から急速に回復し、1990 年代初頭は再び 2 を上回る。その後 1990 年代末ごろに再び 1.5 程度まで低下し、再び反転して 2010 年代初頭には 2 近くまで回復する。その後は緩やかに低下傾向となり、2021 年は 1.67 となっている。

図表 III-4 スウェーデンの合計特殊出生率の動き



(資料) OECD Family database

スウェーデンで少子化に伴う人口減少の脅威が議論され始めた歴史は古く、高橋(2007)によれば、1930年代に世界恐慌の影響を受け、出生率が当時の世界最低水準の 1.7 まで下がっていた。このような事態に対し、スウェーデン政府は 1935 年に人口問題審議会を設置し、対策に着手した。

1940年代には、多子家庭の生活水準を保つため、子育てに係る経済的負担の軽減が図られる。1960年代には、産業構造の変化に伴い高等教育を受けた人材の必要性が叫ばれ、国の発展を担う子供の成長に必要なコストや教育費を親に全面負担させないよう、諸施策が打ち出された。そのころから女性解放運動が隆盛し、1970年代に入ると男女平等を基本理念として掲げ、性別に中立であることを基礎とした社会政策が展開された。(図表 III-5)

図表 III-5 スウェーデンの家族政策の目的と主な施策

家族政策の目的	導入開始	主な施策
人口問題	1930年代	人口問題審議会設置(1935年)
公平性	1940年代	児童手当(1947年)。児童福祉法制定(1960年)。妊娠・出産費無料化。出産手当・住宅手当の導入
効率性	1960年代	義務教育制度改善・中高等教育の整備と拡充・教育費の無料化
男女平等	1970年代	男女平等政策を推進；①所得税の個人別課税制度(1971年)、②労働環境の整備・両親保険導入(1974年)③公的保育の整備と拡充

(資料)高橋(2007)

大まかに言えば、1960年代後半は、女性の社会進出に伴い働く女性が増えて出生率が低下するが、1970年代に入って女性の就労と家事・育児の両立を図るための制度が整備され、その効果が1980年代に現れ始めて回復した、という流れになる。

1990年代初頭には合計特殊出生率が2を超える年が見られたが、高橋(2007)によれば1990年代中盤に経済環境の悪化と両親保険(後述)の所得補償水準の引き下げや児童手当制度の改悪がなされたために、その時期に出生率が落ち込み、その後制度を改善したため、回復につながったという。一方で、1990年代初頭の出生率の急上昇は、2人目の出産が早いと給付金が高くなる「スピード・プレミアム」政策を取り入れたことにより、早めに産む人が増えたためであり、90年代中盤の落ち込みはその反動が出て、出生率は急激に低下、結局その当時に出生を経験した世代の最終的な子供の数には大きな変化はなく、「テンポ効果」が生じただけという指摘もある(岩澤・守泉 2020)。

2010年以降の出生率の緩やかな低下傾向は、経済環境の悪化やそれに伴う経済格差の拡大等が影響しているのではないかとされている。

## (2) 取組みの総合的な状況

### ① 意識の側面に関すること

#### 1) ジェンダー平等意識

スウェーデンの高い出生率を支えている意識の側面の一つとして、ジェンダー平等意識が挙げられる。日本との差がしばしば指摘されるが、その背景としては男女平等の政策が早い段階で導入されたことが大きい。

スウェーデンのジェンダー平等意識が高まる上での画期となったのは、1971年の税制改革である。具体的には所得税の課税方式が夫婦合算制から個別化に転換され、国として夫婦共働きを前提とする社会に転換することを決めたということである。1960年代は、スウェーデンでも女性の大半は専業主婦であった。ただ、スウェーデンは第二次世界大戦で中立を保ったため戦災の影響が軽微で、他国に比べて高度成長期が早めに訪れ、労働力不足が深刻になったため、1950年代から働く女性が増えてきた。そのころから男女の賃金格差の問題が指摘され始め、1970年代初頭に上記のような方針転換が国として示された。このタイミングの早さはスウェーデンの特徴と言える。

スウェーデン社会学者の話で、2:6:2の法則というものがあり、国を変えたい、既存

のシステムを変えたいと思う層が 2 割、現状維持がいいと思う保守的な層が 2 割、そしてどちらとも言い切れない中間層が 6 割程度いるとされる。この 6 割は法制度、システムが変わることで徐々に変わっていく。現状維持派も一部は伝統を重んじる人もいるが、世代交代に伴い、大半はシステムの変更に沿った方向を向いていく。意識を変えないと社会は変わらないが、いち早く意識を変えた一部の人の声で法制度・システムが変更され、システムが変わることで中間層の多くの人の意識や行動が変わっていく、ということが 70 年代初めからスウェーデンで起きた、と捉えることができる。

## 2) 結婚観

スウェーデンで生まれる子どものおよそ半数は、婚外子であり、婚外子であることによる差別はない。父親にはこの養育費を支払う義務が生じるなど、カップルの子と同様の権利が保障されている。もし父親が養育費を支払わなくなっても、国が代わりに手当を支給し、社会保険庁が元夫の給与から天引きする方法で返済させるシステムを採用している（荻田・北田 2018）。婚外子差別の撤廃は、少子化対策というよりも子どもの権利を保護する観点から早くから実施されている。

婚外子が多い背景の一つに、サムボと呼ばれる世帯の形態がある。サムボとは法律婚をしていない、同居中の男女のカップルのことであり、何か行政に届け出が必要ということではなく、法律婚をしていない男女が同一の住居で暮らしていたらサムボとみなされる。1970 年代にサムボ法と呼ばれる制度ができたが、これはもともと同居していたカップルが別れた場合、経済力の弱い側（多くの場合女性）が住むところに困ってしまう、それを保護するために制定された。70 年代の導入当初はサンボという言葉自体がまだ浸透しておらず、非法律婚の二人の住居に関する法律というような名称だったが、1987 年にサンボ法となった。結婚に準ずる形であり、相続権、財産権に関しては法律婚とは異なるが、住居に関しては同じ位置づけとした。

こうしてサムボが男女の同居の形態として定着した 1980 年代の末以降、婚外子と婚内子の比率が概ね同じくらいの状況が続いている。スウェーデン人の結婚観として、この相手と結婚できるかどうかは、一緒に住んでみたいと分からない、という感覚があり、法律婚をする人も、サムボの状態を経てから結婚するという人が大半である。

また、日本では成人した未婚の子が親と住むケースは珍しくないが、スウェーデンでは子どもが 18 歳になったら家を出て自立すべき、という意識が親子とも強いことも、サムボの形式が社会的に定着しやすいのではなか、という指摘もある。

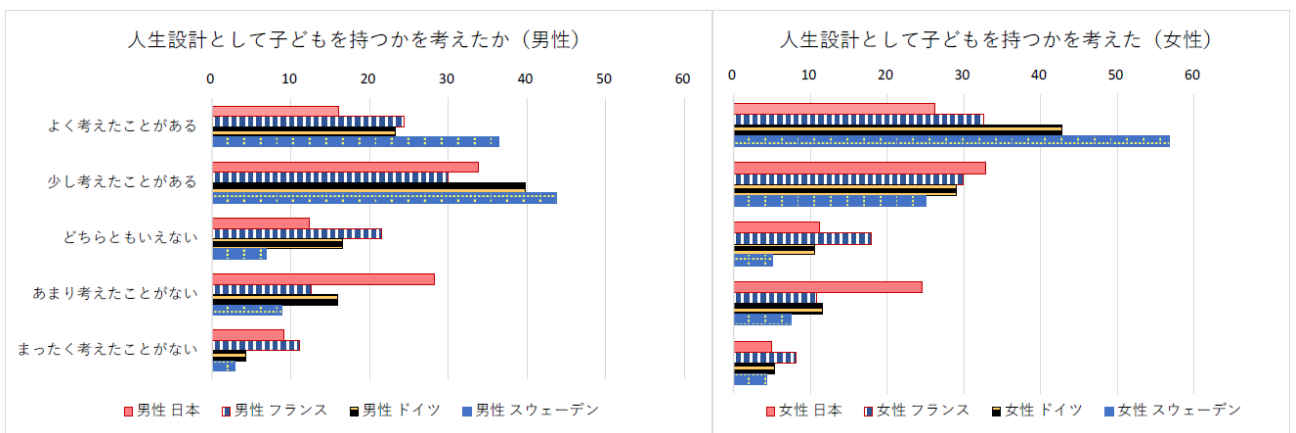
## 3) その他人生観・家族観など

内閣府（2021）の調査によれば、スウェーデンでは「人生設計として『将来、自分が子供を持つのか持たないのか』を考えたか」という質問について、「よく考えたことがある」という回答の比率が参加 4 か国（スウェーデン、ドイツ、フランス、日本）の中で最も高くなっている。（図表 III-6）

高橋教授へのインタビュー調査によれば、この結果については個人の自立を重要視する

意識や、それを支える教育制度が影響しているのではないかということである。すなわち、自分がどのような職業に就きたいかによって、高等学校以上の進路が大きく変わる。日本の中学3年生に当たる学年までの状況は日本とほぼ同じであるが、それ以降は成績順に大学への進学を前提とするコースと、卒業後現場で働くことを前提とする職業コースとに分かれる。国が定めるコースが18コースあり、進学は理系、文系、芸術系、工学系の4コース、残りは職業コースである。もちろん途中でやり直して進路変更することも可能だが、15歳ごろに自分の将来・進路について向き合う機会があることが、結婚・子育てを含めてどのような人生を送りたいかを考えることにつながっているのではないか、ということである。

図表 III-6 人生設計として「将来、自分が子供を持つのか持たないのか」を考えたか



(資料)内閣府(2021)

## ② 負担の側面に関すること

スウェーデンにおける子どものいる家族への負担を和らげる政策としては、「現金給付制度」「経済的負担の軽減措置」「その他」に大別される。

図表 III-7 スウェーデンにおける子どものいる家族への支援政策

	現金給付制度	経済的負担の軽減措置	その他の支援制度
1. 普遍的施策			
a. すべての子ども	両親保険, 児童手当		妊産婦医療センターと乳幼児医療センター: 無料
b. 対象となる子ども	就学手当, 養育扶助, 子ども年金, 障害児童扶養手当, 一時看護時の両親保険, 養子手当	小児歯科, 教科書, 教材: 無料。小児医療, 医薬品: 小児割引。給食費: 一部を除き無料	学校教育, 就学前学級, オープン就学前学校, 学校保健・医療: 無料。家族・子育て相談: 一部を除き無料
2. 上限額設定		就学前学校, 家庭保育所, 余暇活動センター	オープン余暇活動センター, 夏季子どもセンター
3. 経済的支援			
a. 所得制限有り	住宅手当, 就学手当加算金		
b. 必要性がある場合	社会手当 (生活保護)		

(資料)高橋(2007)



現金給付制度の中心は児童手当であり、親の所得水準に関わらず、16歳未満のすべての子どもが児童手当の対象となっており、第2子以降には多子加算制度が適用される。また、両親保険と呼ばれる育児期間中の所得補償が充実している。子が1歳6カ月になるまでは全日、8歳に達するまでは部分休暇が取得できるうえ、両親合わせて最高480日の休業給付があり、うち390日は所得の約80%が保障され、残りの90日は所得に関わらず一日当たり定額の保障が支払われる<sup>2</sup>。当初は父親の休暇消化率が母親の10分の1と低かったため、父親専用の追加の育児休暇が法的に加えられ、現在では390日のうち90日は相手に譲渡することができない(譲渡可能であれば390日の大半を母親が消化してしまう)。2008年には両親が育児休業を平等に半分ずつ取得することを促進する税制上の優遇措置も導入された。

経済的負担の軽減措置としては、小学校から大学までの学費の無料化があり、大学生は子ども自身が就学ローンを借りて生活費に充てて自活するのが当然とみなされている。そのため、教育費に係る親の経済的負担が少ない。スポーツや音楽などの習い事も、コミューン(自治体)の助成金で運営されており、自己負担額はそれほど高くない。また、就学前学校などの保育サービスも上限額が設定されている。

その他、妊産婦医療センターと乳幼児医療センターのサービスが無料となるなどの支援政策が取られている。

### ③ 環境の側面に関すること

#### 1) 子育てと仕事の両立支援

スウェーデンにおいて、子育てと仕事の両立を担保しているのは、公教育の一環としての公的保育である。1975年に保育法が施行され、以来公的保育の目的は「学校教育への準備、特別なニーズのある子どものインクルージョン、男女平等と社会的平等の実現」とされている。この法が制定されて以降、保育収容人数は急激に増加し、1970年には7万人であったのが、2000年には70万人へと10倍の増加を遂げた。

今日では学校法に基づき、すべてのコミューン(自治体)は1歳から12歳の子どもに対して、就学前保育と学童保育を提供する義務を負っている。また、保育料自己負担額については、上限設定制度が導入されている。親の就労・就学の如何にかかわらず、すべての子どもに公的保育を受ける権利を保障すべきという考えから、失業中あるいは育児休業中の親を持つ子供に対しても、1日3時間以上、あるいは週15時間以上就学前学校に通う権利が与えられている。このほか、放課後や夏休みなどを過ごす余暇センターも整備されている。2005年時点で、1-5歳児の8割以上が就学前保育サービスを、6-9歳児の8割弱が学童保育サービスを受けている。

#### 2) 社会の雰囲気

子どもを持つことについて、家族形態に関わらずサポートを受けられ、母親だけがつらい思いをするわけではない。家族のネットワークが密で、親や親せきのサポートを受けら

---

<sup>2</sup> 中里(2019)によれば1日180スウェーデンクローナ(2132円)が支給される。



れるほか、公共のサポートを受けることができる、という安心感がある。そのため、自立を促されつつも、様々なサポートを受けながら何とか生きていける、という感覚があるので、若い人の将来の見通しも明るく、子どもを持つことに対しても前向きになれるのではないか（高橋教授へのインタビューより）。

### 3) まちづくりに関する事項

まちづくりがそのまま少子化対策につながっているということは考えにくいですが、子どもが安全に暮らせるまちづくり、ということは早い段階で考えられている。車の制限速度が、学校や保育園の近く、住宅地などで厳しく制限され、さらに道路に障害物を設けてスピードを出しにくい構造とする、といった取り組みは普通に行われている。また、自転車道が整備され、バリアフリーも進んでいてベビーカーでどこへでも行ける。2人3人乗せられるような大型のベビーカーが、バスに乗れない、といったことはない。公共施設に関わらず、歩ける街づくり。車と人とが分離するようなまちづくりとなっている。

### (3) 本節の参考文献

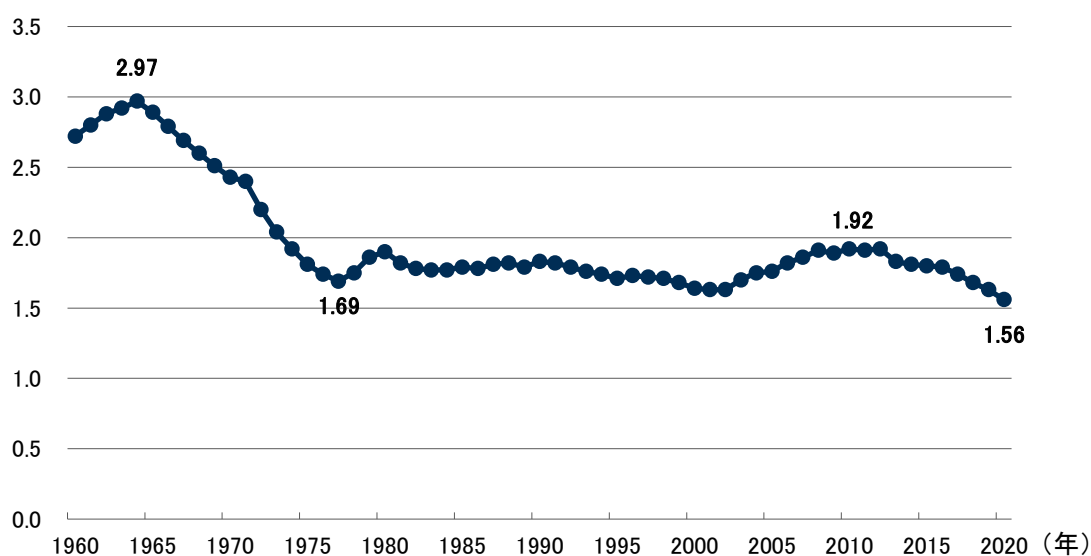
- ・ 岩澤美帆（2021）「家族政策の出生力への影響を考える」『社会福祉学のフロンティア』，ミネルヴァ書房
- ・ 荻田香苗・北田真理（2018）「諸外国における少子化対策—スウェーデン・フランス等の制度と好事例から学ぶ」『日本衛生学雑誌』73（p322-329）
- ・ 高橋美恵子（2007）「スウェーデンの子育て支援—ワークライブ・バランスと子どもの権利の実現」『海外社会保障研究』160（p73-86）
- ・ 内閣府経済社会総合研究所（2004）「スウェーデンの家族と少子化対策への含意—『スウェーデン家庭生活調査』から—」
- ・ 内閣府子ども・子育て本部（2021）「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査報告書」
- ・ 中里英樹（2019）「ノルウェーとスウェーデンにおける『パパ・クオータ』の意義—日本との比較を踏まえて」『月刊DIO』第32巻第3号，（p.13-16）

### 3. イギリス

#### (1) 合計特殊出生率の動向

1960年以降のイギリスの合計特殊出生率は、1965年から1975年にかけて大きく低下した。その後、1980年代から90年代にかけて、おおむね横ばいないしやや微減傾向で推移してきたが、2000年を過ぎるころから回復傾向を見せ、2010年には1.92まで回復した。その後再び減少傾向で推移しており、2020年は1965年以降の最低値を記録している。

図表 III-8 イギリスの合計特殊出生率の動き



(資料) OECD Family database

イギリスにおける出生率の回復は、1997年にブレア政権が誕生し、翌1998年に「全国チャイルド・ケア戦略 (National Childcare Strategy: Meeting the childcare challenge)」が提示され、保育サービスの充実や定員の拡大など、保育・教育政策の充実が進んだことが奏功したのではないかと考えられる。

一方、2011年以降の合計特殊出生率低下の要因としては、不安定雇用の増加や、第1次キャメロン連立政権における福祉制度改革による家族関連給付の削減が2011年から2012年にかけて発表されたことによる影響が指摘されている。(大石 2015b)

#### (2) 取組みの総合的な状況

##### ① 意識の側面に関すること

岩間 (2006) によると、イギリスの一般的な就労家庭における子育てや教育に対する考え方の転換点となったのは、ブレア政権下 (1997~2007年) における保育・教育政策の充実である。イギリスでは伝統的に、保育は家庭で行われるべきであるという考え方が根強く、保育は親族やベビーシッターを活用することが主であり、公的サービスへの利用が一般的ではなかった。

次項で示す公的な保育サービスの提供や幼児教育関連の助成制度等の保育・教育政策の

充実により、就労家庭の子育てによる負担が軽減されたこと、また、子育てや教育に関しても公的なサービスを活用してもよいという意識が広がったことが、妊娠・出産の後押しとなり、意識の側面で 2000 年代における合計特殊出生率の向上の要因の一つとなったと考えられる。

## ② 負担の側面に関すること

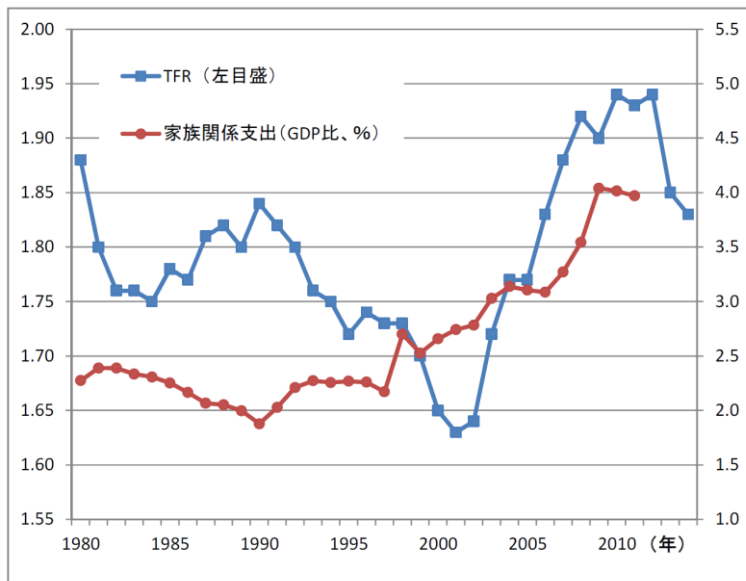
### 1) 公的な保育サービスの提供

先に述べたように、ブレア政権誕生の翌年である 1998 年に、子育てに関する「全国チャイルド・ケア戦略 (National Childcare Strategy: Meeting the childcare challenge)」が提示された。そこでは、保育の質の向上、経済的に負担可能な保育サービスの提供、保育施設等の定員の増大 (3～4 歳児の無料幼児教育の提供等) の方針が示された。当時のイギリスでは、公的保育サービスの供給が遅れており、家庭保育員による子育て支援が主流となっていたが、質・量ともに個人差があり問題視されていた。全国チャイルド・ケア戦略に基づく保育施設等の定員の増大により、2005 年には、以前の 2 倍以上の子どもの受入れが可能となった。(吉田 2014)

### 2) 金銭的負担の軽減

ブレア政権下における児童ケア政策において、育児に関する経済的な負担の軽減は特に重視される政策の一つとなっており、幼児教育関連の事業者への助成制度や、既存の児童手当の増額等の取組が実施された。児童手当については、親の所得制限がなく、16 歳未満の全ての児童を対象とした給付であり、政府による無給の職業訓練を受けているなどの要件を満たす 19 歳未満の若者も対象となる。全国チャイルド・ケア戦略に基づく児童手当の増額により、2005 年度には 1997 年度の約 1.3 倍 (第 2 子以降) から、約 1.5 倍 (第 1 子) まで上昇した。(岩間 2006)

図表 III-9 イギリスの合計特殊出生率と家族関連支出(対 GDP 比)



(資料) 大石 (2015b)

### ③ 環境の側面に関すること

#### 1) ワークライフバランスの推進

イギリスでは伝統的に「男性稼ぎ主モデル」を想定した福祉国家制度を採用していたため、働く女性に対する社会支援体制が整っていなかったが、サッチャー政権以降の労働分野の規制緩和により、女性の社会進出が促されることとなった。育児や介護の責任を抱えながら働く女性も増加し、1990 年後半には、ワークライフバランスに関する研究が開始されることとなった。(吉田 2014)

2003 年 4 月から、6 歳未満の子ども（または 18 歳未満の障害をもつ子ども）の親を対象として、柔軟な働き方を雇用者に申請する権利が付与されることとなり、一定要件を満たす労働者は、①ジョブ・シェアリング、②在宅勤務、③短時間労働（パートタイム）、④出勤日を減らす、⑤フレックスタイムなどの柔軟な働き方の実現を求めることが可能となった。(大石 2015b)

当該制度の導入によって、柔軟な働き方を雇用者に申請するという考え方が子を持つ親に急速に広がり、初年度には対象者の 4 分の 1 である 100 万人の親が申請を行うこととなった。また、柔軟な働き方の広がりに対する雇用者側の評価はポジティブで、良好な労使関係や採用への好影響等の効果が見られた。(大石 2015b)

#### 2) 出産休暇・両親休暇制度

イギリスで出産休暇が初めて法制化されたのは 1975 年の雇用保護法においてであり、他のヨーロッパ諸国よりも遅れたものであった。また、休暇の取得権を得るまでの必要就業期間が長く設定されていたため、働く女性の半数が適用外となっていた。1993 年の EU 誕生、1997 年の労働党政権への交代により、このような状況に変化がもたらされた。2015 年 4 月に共同両親休暇（Shared Parental Leave）が導入され、子どもの誕生や養子を迎える際に、父親と母親の両方に同等の休暇の権利を付与する制度変更が行われた。(大石 2015b)

2000 年代前半のワークライフバランスに関する取組と併せて、出産や育児に際して休暇を取りやすい環境づくりも進められることによって、社会で活躍しながら出産・育児を希望する女性の選択が後押しされることになったと考えられる。

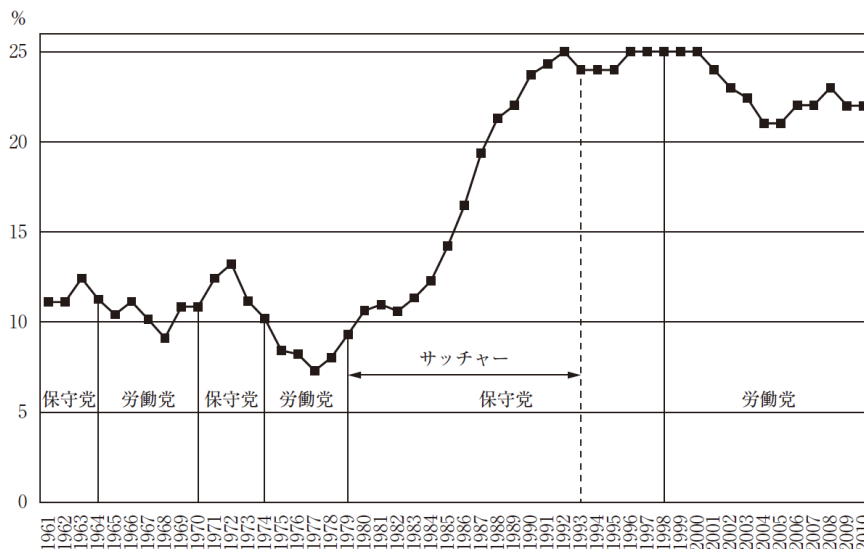
#### 3) 子どもの貧困問題への対応

イギリスの貧困率は、1960 年代は 10%の水準にあったが、サッチャー政権以降に顕著な上昇が見られ、ブレア政権発足時の 1997 年には 27%に達している。貧困問題の深刻化に伴い、貧困家庭に育つ子どもが成長面やライフチャンス面で持続的に不利な状況に置かれるという研究も多数報告されるようになり、子どもの貧困問題への対策の必要性が社会的に認識されることとなった。こうした状況下において、ブレア首相（当時）は、「今後 20 年間で子どもの貧困を解消する」と 1999 年に宣言し、子どもの貧困問題の解消に向けた様々な施策が展開された。(大石 2015a)

「シェア・スタート事業」はこうした家族政策の主要な位置を占める事業で、特定の指

標（貧困率、無業率、公的扶助受給率、十代妊娠率、低体重出生児比率等）が高水準にある地域を対象に、0～3歳児童がいる家庭を対象とする地域ごとの支援プログラムである。シェア・スタート対象地域とそうでない地域を比較した研究では、対象地域の親たちの生活満足度や子育てへの姿勢に改善がみられ、就労率にも好影響が見られるとしている。（大石 2015a）

図表 III-10 イギリスの貧困率の推移



(資料)大石(2015a)

### (3) 本節の参考文献

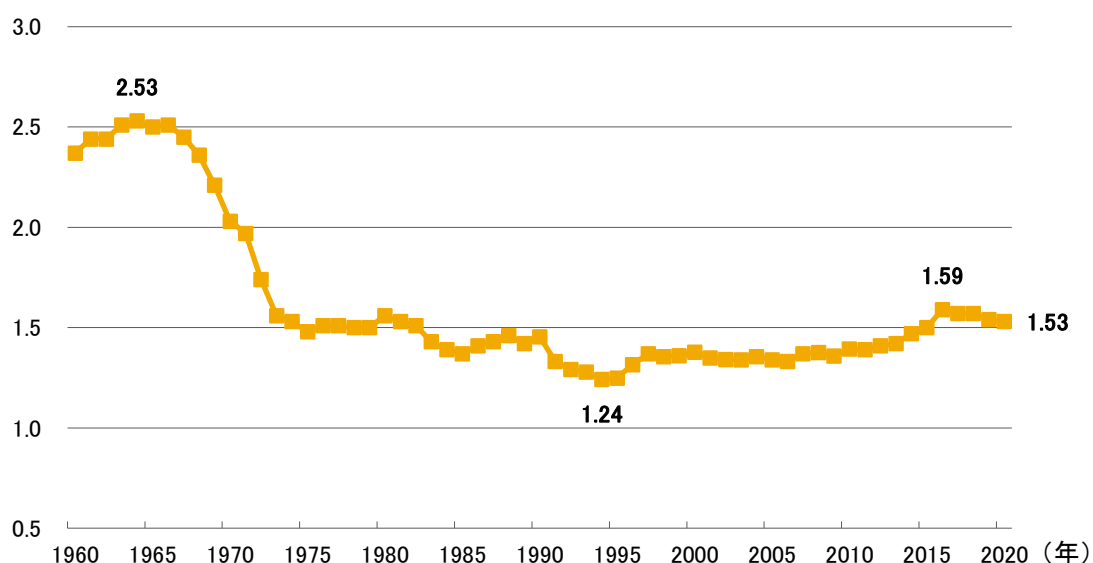
- ・ 岩間大和子 (2006) 「英国ブレア政権の保育政策の展開—英国ブレア政権の保育施策の展開」『レファレンス』第 56 巻 4 号
- ・ 大石亜希子 (2015a) 「イギリスの児童福祉・家族政策についてのヒアリング調査報告」『千葉大学経済研究』第 29 巻第 4 号, pp. 261-281
- ・ 大石亜希子 (2015b) 「少子化社会に関する国際意識調査報告書—第 3 章 イギリス」
- ・ 増沢高・田中恵子 (2018) 「イギリスの児童福祉制度視察報告書」
- ・ 吉田佳代 (2014) 「イギリスの子育て支援体制—オックスフォードにおける実態調査」『言語と文化』18, pp. 85-102

## 4. ドイツ

### (1) 合計特殊出生率の動向

ドイツの合計特殊出生率は、1964年に2.53を記録したが、東西ドイツの統一後、旧東ドイツ地域における出生数の激減により、1994年には1.24にまで低下した。その後、小幅な増減を繰り返し、2016年には1.59まで回復、その後2020年時点では1.53となっている。

図表 III-11 ドイツの合計特殊出生率の動き



(資料) OECD Family database

ドイツでは、ナチス政権下に実施された人種主義的かつ強権的な人口・家族政策への嫌悪と反省から、国家が家族のあり方に過度に介入すべきではないという考え方を基礎として、家族に対する財政的支援が中心であった。

しかし、少子高齢化、家族の多様化、移民の増加等への対応の必要性が次第に不可欠と考えられるようになった結果、2002年に発足した第2次シュレーダー政権の下で、財政的支援に加えて職業と家族を両立させるための「時間」の確保とそのために必要な「インフラ整備」の3つを柱とする政策が展開されるようになった。

このような新しい基本方針は、より保守的な社会民主党とキリスト教民主同盟(CDU/CSU)が主導するメルケル政権への交代後も継承され、2007年に実施された親時間・親手当の導入とその柔軟化や、保育の法的請求権拡大とそのために必要な保育拡充等の政策が実施されてきた(横井2021)。

こうした取組の成果が2010年代に入ってから出生率の向上に寄与している可能性がある。

図表 III-12 ドイツの新しい家族政策

家族負担の調整 → 仕事と家庭の両立支援		
インフラ政策	金銭政策	時間政策
家族のための社会基盤整備	家族に対する効果的な金銭的支援	家族で過ごす時間の確保
<p>○保育整備法(2005年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年までに3歳未満児の20%をカバーできるよう、全国で23万人分の保育定員を新たに整備。</li> </ul> <p>○保育整備に関する連邦及び州の合意(2007年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2013年までに3歳未満児に対して、需要に見合った(3歳未満児の35%分)保育サービスを整備。</li> <li>・保育整備法を超える整備について、その7割を保育所で、3割を家庭的保育で対応。また、市町村の負担を軽減するため連邦政府が財源措置を実施。</li> </ul>	<p>○両親手当法(2007年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有子家庭への経済支援としては、国際的にも高水準の児童手当を支給し、また、子どもが満2歳になるまで就労の有無を問わず育児手当を支給している。</li> <li>・しかし、出産に伴って片方の親が育児に専念した際に、その間の収入が激減する「ジェットコースター効果」に対して経済的な補填が不十分。</li> <li>・北欧諸国をモデルに、育児手当を改め両親手当を導入。</li> <li>・所得に応じた保障を行うことで、一般的に母親より所得の高い父親の休業取得を促進。</li> </ul>	<p>○家族のための地域同盟</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方行政、企業、商工会議所、労働組合、教会、福祉団体、両親による自主組織など幅広い協力体制の下で官民が連携し、地域独自の行動計画に基づき家族の支援、仕事と家庭の両立の支援に取り組む。</li> <li>・地域同盟のコーディネートで、幼稚園、保育園での仕事時間に合わせたフレキシブルな開園時間の設定、両親のシフト勤務の調整、従業員のための保育施設の設置、子どもの遊び場の設置などの取組が進められる。</li> <li>・家族に対する配慮を企業経営の重要な戦略と位置付ける企業を増やす働きかけを積極的に展開。</li> </ul>

(資料)山田(2010)

## (2) 取組みの総合的な状況

### ① 意識の側面に関すること

#### 1) ジェンダー平等意識

子どもを持つことに対して人びとはどのような負担を感じているのか、また、負担感はどうのような要因によって規定されているのかという問いに対してジェンダーの観点から国際比較分析を行った岩間(2009)によると、ドイツでは女性において特に「やりたいことをやる自由」「就職や昇進の機会」に対する負担感が大きく、ジェンダーに基づく分業が依然として強く残っていることが示唆されている。

こうした点について、岩澤氏へのインタビューでは「日本、ドイツ、南欧諸国はかつてひとくくりにされていて、個人主義というより家族単位でものごとを進める考え方が強く、男女平等というよりは女性は女性の役割、男性は男性の役割という社会であったが、少しずつ変わってきている。」とのことであり、こうした意識は社会の変化とともに徐々に薄らいでいくものと考えられる。

#### 2) 結婚観

内閣府(2021)の調査によれば、ドイツでは「結婚は必ずすべきだと回答した」割合が8.3%と、他の調査対象国と比べて高くなっている。この点について、倉田(2021)によると、「その一因としてドイツでは、もっぱら、法律婚の夫婦に適用(2013年5月7日の連邦憲法裁判所決定以降、同性パートナーにも適用)される税制上の措置(夫婦の所得を合算した上でこれを各人に分割し、課税する夫婦分割課税)、あるいは、我が国では事実婚の配偶者であっても対象となり得る、社会保険制度上の被扶養者への給付(たとえば、医

療保険の被保険者の家族に対する保険料負担を伴わない医療の給付)が、法律婚の配偶者(同性パートナー含む)にしか適用されない等、法的な婚姻関係を形成することによる経済的なメリットが少なからず存在していることが考えられる」と考察している。また、他の調査対象国にあるようなパートナーの性別にかかわらず事実婚を支援する制度がないことも、その一因となっている可能性がある。

また、ドイツでは法律婚を解消する場合、協議離婚のような方法は認められておらず、原則として、最低1年以上の別居期間を経た上で司法手続をすることが必要となるため、このような離婚手続の厳格さが、法律婚への障壁になっている可能性も否定できないとのことである。(倉田 2021)

### 3) 出産・育児に対する意識

内閣府(2021)の調査によれば、ドイツにおける「子供を増やしたくない理由」の最上位に挙げられる理由は「雇用が安定しないから(24.0%)」となっており、2番目は「子育てや教育にお金がかかりすぎるから(21.5%)」となっている。

ドイツ連邦議会の報告書では、出生数に対する経済的支援政策、とくに、児童手当と児童扶養控除の政策効果として、「家計に長期的な安定をもたらすことで、主として中間所得層の子ども総数の増加に効果的である」としているが、意識調査の結果を見るとこうした政策効果が国民に実感されているかは不透明であるとしている。(倉田 2021)

## ② 負担の側面に関すること

### 1) 親手当(Elterngeld)の導入

ドイツは児童手当(kindergeld)と並んで子どもが満2歳になるまでの育児休業期間に月額約300ユーロの育児手当(Erziehungsgeld)が支給されてきたが、これに代わって2007年1月より、親手当(Elterngeld)として本人の手取り所得の67%(上限は月額1,800ユーロ、下限は月額300ユーロ)が1年間支給されることになった。これに所得制限はなく、両親で休業した場合には14か月受給することができる。また、一方の親が受給できるのは最高12か月までであるが、ひとり親の場合は14か月の受給が認められており、財源は全額公費(連邦政府)負担となっている。(山田 2010)

これについて、原(2008)によれば、「所得の高い共稼ぎカップルをターゲットに従来の育児手当では出産後収入が急激に落ち込む、いわゆる「ジェットコースター効果(Achterbahn-Effekt)」を緩和し、第1子出産決断への敷居を低くすることを狙ったものである」としている。

また、前子出生後2年以内に次の子供が生まれ職場復帰できない場合は、育児手当の最低保障額が次の子ども分(現状の両親手当相当額と、無就業の場合の300ユーロの差額の半分)増額されるとされており、スウェーデンのスピードアップ・プレミアムを連想させる内容となっている。また、支給される手当は原則非課税だが、受給者の所得には算入され、累進課税の算定根拠には入れられることとなっている。(原 2008)



## 2) 親時間 (Elternzeit) の導入

ドイツの育児休業である親時間は、子どもが満3歳になるまで最長36か月の休暇を取得することが可能であり、このうち12か月までは事業主と合意の上、子どもが満8歳になるまでの期間に繰り延べることができる。休暇は両親の間で分担して取得することも、両親のどちらかが単独又は同時に取得することもできる。また、休暇期間中は週30時間以内の短時間労働が可能となっている(山田 2010)。親時間の制度自体は、1986年から設けられていたが、2007年以降上記のような制度に整備が進められていく中では、父親の育休取得の促進など、男性の育児参加の促進が意識されている(倉田 2020)。

## 3) 児童手当、児童扶養控除

「児童手当 (Kindergeld)」もしくは所得税の「児童扶養控除 (Kinderfreibetrag)」のいずれか有利な方が適用される。1996年に児童手当と児童扶養控除を統合(選択制)した現在の仕組みとなり、額がそれぞれ大幅に引き上げられた。

児童手当は、給与に対する所得税の源泉徴収額から税額控除される方法で毎月支給され、年末の所得税の査定の結果、児童扶養控除の方が児童手当よりも有利であれば児童扶養控除が適用されるという仕組みになっている。高所得者ほど控除の方が有利となり、逆に低所得者ほど児童手当の方が有利となる。支給対象は18歳未満で、第1子から支給されることとなっており、所得制限はない。(原 2008)

## ③ 環境の側面に関すること

### 1) 保育整備法 (Tagesbetreuungsbaugesetz : TAG) の施行

1997年に政府が「すべての3歳～5歳の児童に幼稚園に通う権利」を保障することを決定し、その結果、幼稚園への通園率が大幅に向上した。この3歳未満版をめざし2005年1月から保育整備法 (TAG) が施行された。

この法律は両親が共働きか1人親、または訓練・教育期間中の場合に、その3歳未満の子供を優先的に預けられるようにするためのものだが、社会主義政権下で、すでにその下地のある東ドイツ地域とは異なり、西ドイツ地域では、この種の施設が殆ど未整備のため、遅くとも2010年を目標に最低23万人分の保育機会(保育所定員の増加や保育ママの増員なども含めた)を追加するよう、各自治体に段階的な施設整備を義務付けている。

また、保育については単に施設などの量的措置のみではなく質の向上も目指されており、両親の「3歳児神話<sup>3)</sup>」的不安の解消にも配慮した内容となっている。(原 2008)

### 2) 家族のための地域同盟

地方行政、企業、商工会議所、労働組合、ボランティア、福祉組織、教会(教区民)、イ

---

<sup>3)</sup> 旧東ドイツでは、「国民総活躍社会」を重んじる社会主義政権下で、共働き世帯のための保育施設の整備や両立支援が早くから進んだ一方で、旧西ドイツでは、父親だけが働く世帯モデルが支配的で、保育施設の整備や両立支援はあまり進展しなかった。また、3歳までは親元で育てるべきという「3歳児神話」もあり、幼い子を保育園に預けて働く母親を「カラスの(=薄情な)母(Rabenmutter)」と呼び、非難する風潮も存在したとのことである。(飯田 2018)

ニシアティブなど、地域における幅広い協力体制のもとで官民が連携し、地域独自の行動計画に基づいて家庭と仕事の両立に取り組み「家族に優しい地域」の形成を目的としている。

家族のための地域同盟は、家族に関する多様な支援を無料提供する地域のサービスセンターとしての役割も果たしている。連邦家族省はこうした地域ぐるみの次世代育成が、弱者支援にとどまらず、地域や企業にとって人的資源育成のための積極的な戦略であることを認識しており、「家族に優しい企業」として1,000企業の加盟を呼びかけている。「家族に優しい」とは、仕事と家庭の両立のための諸制度があることはもとより、家族形成が両親の人生の経歴に与えるストレスや歪みを企業側の努力によって是正することである。政府は「家族に優しい経営セミナー」を開催して、企業の規模にかかわらず広範な連帯を求めている。(魚住 2007)

姫岡 (2007) によると、家族に優しい労働環境や、家族に優しい企業文化を醸成していくことは、持続力のある家族政策を展開していく上での中心的課題の一つであると同時に、企業にとっても高度な専門労働力の将来にわたる長期的な確保や企業のイメージ向上にもつながるものであり、労働力不足や人口減少が経済に与える負の影響、あるいは家族がもたらす経済効果など、家族を経済問題と絡ませた形で議論することにより、企業は家族により好意的な姿勢を示すようになってきているとのことである。

### 3) まちづくりに関する事項

高松 (2022) によると、ドイツの都市は特定のエリアのなかで、住む、働く、消費する、余暇をセットで行うことができるコンパクトなモジュール型の都市構造となっており、動かすことのできない自然環境と公園、施設などの人工的に作れる余暇・運動空間できるだけ短くて快適な接続がなされている。自転車道や歩道をきちんと整備し、できるだけ歩いて行ける道、自転車で行ける道を作ることで、自転車と車をきちんと分離し、安全性の高い交通環境にすることで、「家族に優しい」都市を実現している。

### (3) 本節の参考文献

- ・ 魚住明代 (2007) 「ドイツの新しい家族政策」『海外社会保障研究』Autumn 2007 No. 160
- ・ 姫岡とし子 (2007) 「新しい家族政策と「家族のための地域同盟」」『家族のための総合政策 [1] 日独国際比較の視点から』, 信山社
- ・ 原俊彦 (2008) 「ドイツの少子化と家族政策の転換」『人口学研究』第 42 号、2008. 5 41
- ・ 岩間暁子 (2009) 「ジェンダーと子育て負担感に関する日本・ドイツ・イタリアの比較分析」『人口問題研究』65-1, pp. 21~3
- ・ 山田千秀 (2010) 「フランス及びドイツにおける家族政策」『立法と調査』No. 310
- ・ 齋藤純子 (2010) 「ドイツの児童手当と新しい家族政策」『レファレンス』2010. 9
- ・ 倉田賀世 (2020) 「ドイツにおける親手当・親時間制度」『社会保障研究』Vol. 5 No.

1

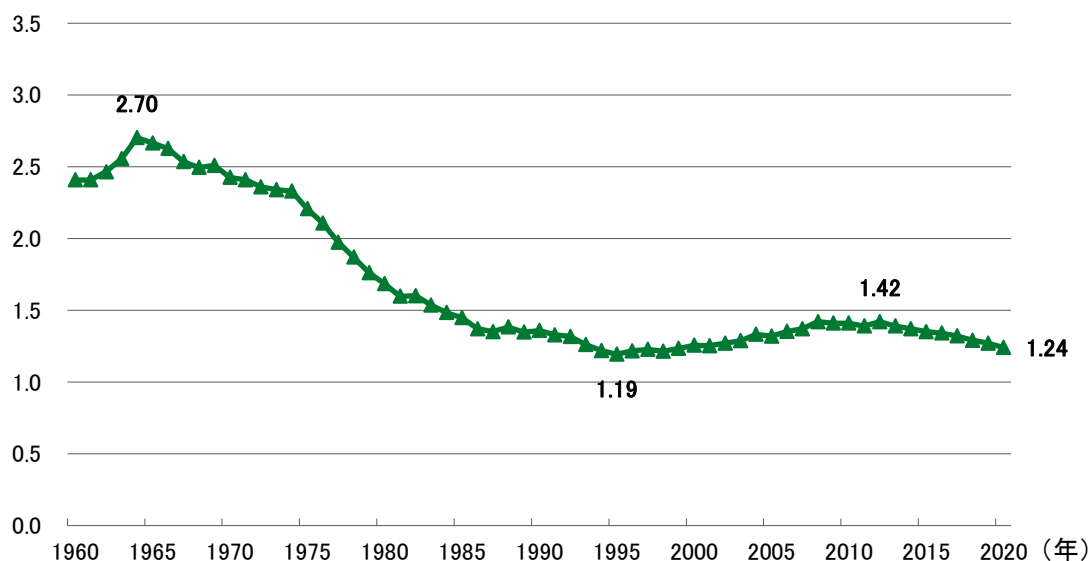
- ・ 横井正信 (2021) 「ドイツにおける家族政策の展開」『福井大学教育・人文社会系部門紀要』第 6 号
- ・ 内閣府子ども・子育て本部 (2021) 「令和 2 年度 少子化社会に関する国際意識調査報告書」
- ・ 高松平蔵 (2022) 「ドイツ自治体が、子ども・子育て環境に必要だと考えていることは何か？」『JRI レビュー』 Vol. 6, No. 101
- ・ 飯田恵子 (2018) 「ドイツの育児休業制度と両立支援策」『フォーカス』, 労働政策研究・研修機構

## 5. イタリア

### (1) 合計特殊出生率の動向

イタリアの合計特殊出生率は1964年に2.70を記録したが、1970年代半ば以降低下傾向が続き、1995年には1.19まで低下した。その後、1990年代後半から緩やかに上昇に転じ、2012年には1.42まで回復、2020年現在では1.24となっている。

図表 III-13 イタリアの合計特殊出生率の動き



(資料) OECD Family database

イタリアでは、1922年から1943年にかけてのファシズム期において、国家政策として多産を奨励したことにより、1970年代以降の少子化傾向に対しても、個人の自己決定を尊重すべきであるという考え方から、長期間出生奨励策がとられることはなかった。

また、フランスに見られるような強い国民感情はなく、むしろ国内の様々な地域への帰属意識がある。政治的には中央政府に対抗し、地方分権を支持する流れがある一方で、ローマ教皇が支援するカトリック勢力も強くなっているため、「家族を形成する」という個人的事柄に国家がどのように関わるのかという点について、多様な見解が存在している(西岡 2003)。

こうした背景があり、イタリアの少子化は進行していたが、1990年代以降長期にわたる低出生率の問題が人口分野のみならず、社会経済的な問題として認識されはじめたことで、政治レベルでの議論が進み、家族手当の拡充や新規保育所の設置支援等の少子化対策の施策が打ち出された。こうした取組の成果が、1990年代の後半からの低い水準ながらもゆるやかな出生率の回復傾向につながったと考えられる。

## **(2) 取組みの総合的な状況**

### **① 意識の側面に関すること**

#### **1) ジェンダーに関する意識**

イタリアをはじめとする南欧諸国では、性別役割分業といった伝統的価値観が他の西欧諸国に比べて根強く、女性の就労拡大にも関わらず、家庭内の男女間における家事・育児負担が進まなかった。

家庭役割の男女分担については、原則として女性の責務との考えが根強く、男性の家事および育児への参加は低くなっている。こうした背景から、女性の役割がしばしば「義務的利他主義」となることがあり、家族役割を内面的に受け入れ、家族をまとめる絆の役割を担うことになる。南欧諸国では、パート職が一般的でないため、一度扶養家族のケアのため退職すると再度就職することが難しく、結果として、女性に対して仕事か家庭かの二者択一を迫ることとなっている。(西岡 2003a)

#### **2) 結婚に関する意識**

イタリアの平均初婚年齢は 2017 年時点で夫が 35.2 歳、妻が 32.2 歳となっており、年々上昇傾向で晩婚化が進んでいる。晩婚化の背景としては、景気の長期にわたる停滞や雇用の不安定性が挙げられている。

イタリアの若者の失業率は、全体の失業率に比べて非常に高い傾向にあり、その状況の打開を図って、新卒者の入職が容易になるような契約方法を盛り込んだ雇用制度改革や大卒者のエンプロイアビリティを高めることを重点に置いた、新たな大学制度の導入などの様々な試みがなされているが、若者の雇用状況は依然、厳しい環境におかれている。(土岐 2011)

また、イタリアではカトリックの教えが根強く、離婚に対して非常に厳しい考え方が今も残っている点も低い婚姻率の要因として考察されている。

### **② 負担の側面に関すること**

#### **1) 経済的支援**

経済的支援としては、家族手当と核家族手当 (assegno al nucleo familiare, ANF)、出産手当の 3 つが主なものである。

家族手当は 18 歳未満の子のいる低所得の被用者家庭に支給される。金額は家族構成や年収により異なり、また、農民や職人等自営業者の低所得家庭には、18 歳未満児童 1 人当たり月 10.21 ユーロが支給される。財源は保険料収入が主であるが、一部は国からの財政支援を受けている。

核家族手当は 1998 年より自治体の負担によって実施されており、18 歳未満の子が 3 人以上いる低所得・低資産家庭に支給されている。

出産手当にはコムーネ (市区町村) から支給されるものと全国社会保障機関 (INPS: Istituto Nazionale della Previdenza Sociale) が所掌するものがあり、コムーネ (市区町村) から支給されるものについては世帯の所得が一定の水準を下回っている場合

に支給され、財源は国民社会政策基金となっている。また、全国社会保障機関が所掌する出産手当は、(既存の制度では) 保護の度合いの低い母親に対して支給され、財源は国が負担している。(厚生労働省 2004)

## 2) 休暇制度

休暇制度としては、主なものとして出産休暇、父親休暇、両親休暇の3つがある。

出産休暇は産前2か月及び産後3か月(計5か月間)に労働者が労働することを控えるよう、労働者及び事業主に対して義務付けしている。その間、出産手当として休業前賃金の80%が事業主(一部国庫負担)から支給されるほか、労使間の全国労働協約において残り20%分も含めて保障される場合が多くなっている。

父親休暇は母親が死亡又は重病もしくは父親が専ら子の養育を行っている場合など、母親の有する出産休暇権の全体又は一部を取得可能であり、期間や給付は出産休暇と同じである。

両親休暇は子が8歳になるまで両親合計で10か月(母親は最大6か月、父親は同7か月)取得でき、事業主から休暇前賃金の30%相当額が支給される。

また、その他に「日々の休息」として、母親は子が1歳になるまで、有給で一定時間育児のため職場を離れる時間が認められている。(厚生労働省 2004)

## 3) 税制

2005年から、従来の児童税額控除制度を改め、子ども1人当たり最大2,900ユーロ(約41.2万円、3歳未満は最大3,450ユーロ(約49.0万円)の所得控除制度(所得の増加に伴い控除額は逡減。))が導入された。(厚生労働省 2004)

### ③ 環境の側面に関すること

#### 1) 保育所の整備

公立保育所は1971年に制度化され、「女性の就労を容易にし、家庭を援助するため」のものと定義された。これにより、イタリアでは各州が州法により保育所に関する基準を設け、計画を策定し、財源を確保して保育所を整備し、市町村がその運営を行うこととなった。また、1991年からは私立保育所も認められるようになり、教会や企業が運営している他、近年では労働組合、集合住宅や私立学校による運営が行われている。

しかし、慢性的な保育所不足は続いており、政府はこれに対応するため、保育所の開設費用について州政府を通じて自治体に助成するほか、公的保育所の不足を補うため、2003年から、職場内に保育施設を設置する事業主に対する助成制度を創設し、12万5,000ユーロ(約1,800万円)を上限として、最高で建設費の8割までを補助している。(厚生労働省 2004)

### (3) 本節の参考文献

- ・ 西岡八郎(2003a)「南ヨーロッパ諸国の出生率の動向とその近接要因・社会経済的

要因の変化」『人口問題研究』 59-2, pp. 20～50

- ・ 西岡八郎 (2003b) 「南欧諸国の低出生率と子育て支援策の展開」『人口問題研究』 59-3, pp. 20～51
- ・ 田淵六郎 (2009) 「離家とその規定要因：日本・ドイツ・イタリアの比較を通じて」『人口問題研究』 65-2, pp. 28～4
- ・ 岩間暁子 (2009) 「ジェンダーと子育て負担感に関する日本・ドイツ・イタリアの比較分析」『人口問題研究』 65-1, pp. 21～3
- ・ 土岐智賀子 (2011) 「イタリアの若者の社会的状況—増える高学歴者と家族・教育・雇用制度の特徴—」『立命館国際地域研究』 第 33 号
- ・ 厚生労働省 (2004) 「2003～2004 海外情勢白書」
- ・ 財務省 (2006) 「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」報告書

## IV. 参考資料

### 1. 有識者へのインタビュー結果

#### (1) 国立社会保障・人口問題研究所 人口動向研究部長 岩澤 美帆 氏

##### 1. 意識（子ども観、子育て観、結婚への意識等）の側面について

##### (1) 子育てに関する意識の変化について

- ① 意識調査の結果において、他の各国での「子どもを持つことに対する印象」として、「自然」、「楽しい」といったキーワードが挙がっているが、こうした意識は出生率の上昇前から見られたものか。
- そもそも出生率が他の国で上昇したとはまず認識していない。一般的には TFR の動きからフランスとスウェーデンが増えてきたと取り上げられ、何らかの対策で上昇したと理解されているが、我々の統計の見方としては、時代による変化というのはテンポ効果といわれ、特にスウェーデンでは 2 人目の出産が早いと給付金が高くなる政策を取り入れたところ、早めに産む人が増え、たちまち出生率が一時的に上がった。これは最終的に子どもが増えた訳ではなく、一時的な盛り上がりであった。その後、スウェーデンはすごく落ち込んだ。そのためこれをもって子育てしやすくなったと結論づけるのはすごく気になる。
  - フランスに関しても全然増えていない、とうより高いまま維持されていて、最近は少し弱くなってきているため、何か対策があったから増えたという説明は実際そうではないのでできない。ただ、日本と比較すると水準が高い。元々高いまま維持されている点で、日本とフランス、スウェーデンなど高い国では何かちがうかを考えたほうがいい。
  - 意識の面では、子どもを持つことが楽しい、家族にとって幸せなことだということを前面に出す文化がもともとあった。特に対策があったからということではない。日本はよく言えばまじめで、子どもを育てるのは親の責任であり、きちんとした子に育てなくてはいけないという考え方がある。アジア全体として、多様性が少ない社会では、子育てはこうあるべきだと共有されやすい。多文化であることや、国土の広いアメリカなどであれば、世の中にはいろんな人がいるという意識がある。アジアではどうしても周りの育て方が基準になりやすく、それに合わせようとして、悪く言うと窮屈な面があり、このような調査をしてみると、子育ては責任がある大変なものだという意識になっていることが分かる結果となった。
  - このような意識の背景としては、日本人には自由な時間が少ない。スウェーデンでは失業に対する不安が無く、不自由に感じていない一方で、日本では失業への不安がある。仕事にもまじめに取り組むタイプなため、仕事にも家庭にももっと責任を持ちたいがそれが出来ないことへのストレスが溜まっているということが相対的に分かった。
  - 子育てへの責任感は評価の難しい所で、アメリカでは、子どもはすごく生まれているが、子どものことを考えなさすぎで、本来考えるべき子どものウェルビーイングを考えずに生んでいることが社会問題となっている。アメリカ社会からみると、むしろ日本は羨ましい社会で、子育てに関して親がすごくまじめに考えている。これは決して悪い事ではなく、子どもを軽んじて楽しみなさいという話ではないと思う。まじめなところは活か



しつつ、パンク状態となっているところに対してサポートしていこうというのが社会で育てるといふことかと思う。

- 一時点で見た失業率の高さと一度失業すると絶対這い上がれないという 2 つの軸がある。逆に諸外国の場合はちょっと失業するということはよくあるが、次の仕事がちやんと見つかるという仕組みが整っていて、一時的に失業率が高くても、何とかなっていく。日本では、失業率は低いとしても、一度そこへ陥ると大変なことになるといふ不安感が余計失業に対する不安につながっている。どうなっても大丈夫というセーフティネット的な部分の意識。比較的日本では家族で何とかしなくてはという意識が強い。スウェーデンは社会が小さく、社会がサポートする感覚がある。日本のようにそれなりに大きな国で、家族で何とかしなくてはという思いがあると、その部分の不安感も足されるということかと思う。
- 諸外国においても子育てが楽だとは客観的にみても思わない。少なくともここ 20 年くらいで日本も良くなってきているが、やはりイメージとして他国に比べて大変な国らしいというのが強い。若い人たちに気の毒なのは、過剰に大変な印象がついてしまっている。支援も制度も整ってきているので、変わったことをメッセージとして伝えないと、とてもではないが自分たちには子育てなんて無理だと思うひとが増えていく。

## ② 性別役割分業意識について、スウェーデンでは男女ともに「子育てを妻も夫も同じように行う」が最も高い割合となっているが、こうした意識は、出生率の動向と関係して変化してきたのか。

- スウェーデンはかなり昔から男女平等や個人を大事にすることをベースとなっていて、私が学び始めたくらいから北欧は男女平等が早く進んでおり、今はあたり前となっている。子育てに関しては、日本の場合は何もしなくても勝手に子どもは増えていくイメージが昭和の初めころまではあったが、スウェーデンの場合は戦争などの影響もあり、家族としての自分の子どもというより、スウェーデン人を責任もって作っていかなくてはいけないという意識が昔からあった。それをどう実現するかという中で、男性も女性も等しく子育てに参加し、子どもを作ることに社会が徹底的にサポートをしていく。それがスウェーデン人を作るためという共通認識であった。
- スウェーデンは個人化と言われているが、ナショナリズムとどこか結びついていて、ナショナリズムなしでは子どもを社会で育てるといふ考えは難しい。実は個人主義といわれつつも、国の子どもをみんなで育てるといふ意識が強い国なのではないかと思う。日本にその意識があるかという点、疑問に思ふ部分である。日本人が減ると大変だ、という考えを持っているのは、どちらかという点で、歴史や文化のある地域社会が衰退するのは悲しい、何とかしなくてはと思う人はいると思うが、働く若い世代が日本人をみんなで育てていこうと思っているかは、スウェーデンほど強くはない。これをどうにかしようとしても難しい。
- ヨーロッパでは根幹で人口減少による大変さを感じている。一方日本は、いつも人が多すぎてほっとけば増えていくという状況で、いま初めて人口が減る恐怖を感じている。百年前からやってきた国とようやく気づいた国とは体制が違うのかもしれない。

- 既存のいくつかの国の状況を見ると、長期的編成モデルが成り立ちそうではあるが、だからといって日本がそうなるかという確たるものは実はない。最近見ていると、ジェンダー平等はかなり進んでいるが、本来その理論だと出生がついてくるはずだがそうではない。ただ、いままでは都市部、フルタイムで働く女性は出生率には不利な状態でそれ以外の人が子どもを産んでいた。今は、パートタイムや無職の女性の方が出産や結婚が難しい。むしろそれなりに、稼得能力がある人の方が男女ともに結婚するようになり、子どもを持つ。かつフルタイムであれば、経済的にも有利である。厳しい状態にある中で、働く女性のカップルの方がまだ産むことができている。問題はそうではない人たち。今までなら結婚していたような人たちが結婚せず、経済もおぼつかない。相変わらず結婚しない状況が続いている。ジェンダー平等の話はこの層とは別で、ジェンダー平等を進めても反応が悪い可能性がある。
- スウェーデンは公的部門で雇用されている割合が高いことも要因の一つである。失業の不安がなく、育休の間に仕事をセーブしても構わない。ある程度普段保障されているため余裕がある。子どもを産んだとたん、仕事を失い、次はどうなるか分からないという状況だとそういうことはなかなか言えない。日本でも公務員は子どもをたくさん産む傾向にある。
- スウェーデンや北欧社会の内部で問題となっているのが、女性は働いているといわれるが、働く女性の多くは、看護師や保育士など、日本だと専業主婦がやっている仕事を職業化しているが、結局はそれを女性がやっている。仕事としてやっているか日本のようにシャドーワークでやっているかの違い。よく言われるのは隣の子どもの面倒をみるということ。理系の方に女性が少ない点については、スウェーデン国内ではまだジェンダー問題は解決していないといわれている。公務員が多いというのは大きいですが、日本が同じように雇用の保障ができる社会にできるかは難しい。うつ病が多いという話も聞くのでスウェーデンなりの苦勞があるかと思う。
- 少子化の話は究極的には競争社会がどれだけ緩いかで決まっているところがあり、競争が激しい韓国のような社会は、教育をはじめとして、とにかくパイが少なく、どうしても少子化となりやすい。スウェーデンなどはパイが大きく、大金持ちを目指さなくても、そこそこ生活していける安心感のある社会。日本はその真ん中位。地方都市ではここで生きていけばよく、どんどん上を目指さなくてもいい状況の中、早めに結婚もして子どもを持つことができる。ただ、都市部では、競争し続けなくてはいけない環境やそういった人生観をもつことで、子どもを持つことはマイナスになるという感覚となる。

## 2. 負担（経済面・精神面の子育てに係る負担や子育て支援策・サポート体制）の側面について

### (1) 子育て支援策の有効性について

- ① 出生率の回復が見られる国々では、いくつかの政策が組み合わされて実施されているが、特に高い効果が表れた政策の組み合わせなどの事例について
  - 短期的にインセンティブを与えて出生率を上げるというのは、スウェーデンの例や手当を出して促すというのがよくあるが、それはあまり続かない印象である。子育ては一

組のカップルで10年~20年と長いスパンであり、例えば三子を産めるよう、その層に集中して政策を打っても、そもそも一子や二子がいるのが前提であり、日本の場合は第一子を産んでいるということはパートナーを見つけていることになるので、人生全体のサポートをしなくてはならない。さらに、どこかで切れ目があると、二子まではうまくいったのに三子の段階でダメになる。また、いくら二子、三子の支援をやっても結婚でつまづいているとうまくはいかない。組み合わせというよりは、三子まで通してサポートが続いているかどうか。ライフコースでの一貫性が一つの軸となる。

- 結婚して子ども産むというときには2~30年先を考えるため、政権が変わると前の政策はやめてしまい、全く違うものを始めてしまうとなると、子育て制度はその時々で変わってしまう印象を持たれてしまい、いざ子どもを産むときにはなくなっているのではと安心ができない。政策は一度始めたら続くという安心感が重要である。そういう意味ですごく無理した政策は、こんなの続かないと思われてしまうと終わり。政策が末永く続くことが重要。
- 働き方に関連する政策が下支えになる。子どもを産む、産まないというのは、個人が自分で決められる大事な部分なため、若い人に残しておく。その選択ができるようにサポートする。なるべく子どもを産む、産まないと関係ない部分で社会がサポートすることが結果的に有効ではないか。つまり、子どもを産むことによるインセンティブは、それがなくなったとなん産まないということになる。子どもを産むか産まないか、どういった子育てをするのかは本人に任せ、親が安心して働くことができる場所あり、子どもを預けられる場所があり、生活を支える、それらが20年くらい切れ目のないと思えるかどうかではないか。
- 人口学が専門なので、社会制度について歴史的に詳しく分かっているわけではないが、確かに、手当がそれなりにあるというのは、どんな生活をしていても子どもがなんとか育つ安心感はあるのではないか。預け先という点でも、保育ママのような、家庭で預けられるという選択肢が多い。ただ、調査で感じたこととして、日本の場合は、子どもを他人に預けることに積極的ではない。フランスでは、子どもを預けて夫婦の時間を楽しむことがプラスになっているが、日本はニーズとしてあまりない。やはり自分で育てたいと思っている。どうすれば楽になるかという、子どもを持たないという選択肢しかない。産んだら自分で絶対看たいし、仕事もしっかりしたい。頼らない。下支えをしたいが、このマインドを変えるのは難しい。
- いま起きている難しい事として、子どもがどんどん減ってきているなか、若いうちに子育てを経験する機会がほとんどない。そのため、はじめての子育てとなり、人に頼ってもいいと思うが、逆に分からないから自分でやらないと心配という部分がある。ますます子どもが減るため、もう少し若いうちから子どもに接する機会がなければ、ますます子どもは自分とは関係ないものになっていきそうで危惧している。10年前はそうでもなかったが、最近子どもと触れ合ったことがないと答えている人や、生んで初めて赤ちゃんを見たという人が増えているというのは、ますますマイナスに働くのではないか。自治体で何らかの取り組みができないのかと感じる。
- 根付いてきた制度は政治的イシューにならない。日本の場合、新しいことを始める際に、

どうしても政治的イシューとなり、始めるときは目立つが根付かないまま消えていく。政治的イシューとならないくらい、普通の政策となっていくことが重要かと思う。目玉となっているのはむしろ、少子化対策が安定していない時代を示している。ただ、他の国でも景気が悪くなると社会保障関係の費用が削られており、北欧をはじめとするヨーロッパでも一時手厚くやっていたが厳しくなっている。少子化対策の不思議なところは導入してもそれほど出生率は増えないが、やめると減る傾向にある。支援がなくなったときインパクトのほうが大きいので、安定的にやることが重要である。

### 3. 環境（育児・家事と仕事の両立、まちづくりなどでの子育て環境整備）の側面について

#### (1) 子育て支援策の有効性について

##### ① 保育サービスの拡充などの環境整備が出生率の向上に寄与した事例、国について

- 実は、日本も保育サービスの拡充などの環境整備が出生率の向上に寄与した国の一つで、働きながら子どもを育てることが普通になっている中で、増えてはいないが下げ止まっている、ということは評価したほうが良い。政策が寄与しても、それ以外の要因で出生率が下がってくることもあるため、それだけ見ると効いてないと見えてしまうが、それなりに寄与しているものもある。
- もう少し調べたいと思っている国がドイツである。ドイツも10年、20年前は日本と同じで北欧などと比べると出生率が下がっていて、背景が日本と似ていて、お母さんが家で子育てする、子育ては母親、という価値観も比較的強かった。それではいけないということで、女性が働きながら子育てすることに10年ほど力を入れてきた。そうすると徐々に下げ止まり、いまはヨーロッパでも比較的伸びてきている。当然、外国人の流入などの効果もあるが、20年前に子育てが母親に集中して大変だった状況からはずいぶん変わったとみている。
- 逆に、アメリカとイギリス、アングロサクソン系の区には両立支援を国がやっているということはなく、それでも子どもは生まれ、どちらかと言えば貧困の問題が大きくそちらにお金が使われている。ドイツは参考になると思う。
- 日本、ドイツ、南欧諸国はかつてひとくくりにされていて、個人主義というより家族単位でものごとを進める考え方が強く、男女平等というよりは女性は女性の役割、男性は男性の役割という社会であった。また南欧では、年功序列、年配の人がそれなりに力を持つ社会の特徴があり、子育てをする若い夫婦の意見や主張が通りにくい雰囲気は昔はあったが、少しずつ変わってきている。日本がいきなり北欧のようになろうとするよりも、南欧やドイツなどで出生率が上がってきた国を参考にするほうが具体的に変化がしやすいのではないかと。

#### (2) 公共施設や公共インフラ等、まちづくりと出生率の関係について

##### ① 公共施設や街角における子育て世帯への配慮（トイレの設備や授乳室等）が行き届き、出生率の回復に寄与しているのではと考えられる事例など

- 調査結果からみると、役所の様々な手続きがバラバラで不便さを感じている声は多い。

子育て中の人は時間がない訳なので、少子化対策で重要なのはお金をかけずにできる工夫はどんどん進めればいい。お金をかけるとなったとたん、なかなか動きづらい所がある。ただ、実はお金をかけずにできることはありそうで、ちょっとした不便さは役所が考えて解消すべきである。どんどん便利になる世の中で、子育てに関する仕事は電子化が容易ではなく、相対的に面倒なことが残ってしまう。そのため、より一層デジタル化で済むことや届け出を簡素化することなど配慮するのは大事。先日テレビで、おしりふきを色んな所へ常設してほしいという声があったが、確かに出歩くときの荷物が大変なため、それだけでも楽になる。それで苦勞して、二人目は無理だと思っている人もいるかもしれない。お金はあまりかからなくても、ちょっとしたことで楽になる。今の人はコスパではなくタイパがキーワードとなっており、とにかく効率的に時間を過ごしたい、空いている時間は楽しいことに使いたいという思いが強い。役所の側は自分の仕事の話しかわからないが、実際に回っている人を見ると、非常に非効率なやり取りがあったりする。住民サービスとして変えていける部分ではないか。

- また、調査結果を見て難しいと思うのは、日本では支援はしてほしいが、消費税を上げるなど負担には否定的である。この塩梅も難しい所。税金をあげて支援を手厚くというのは難しい。
- フランス、スウェーデンなど、少子化、家族政策に力を入れていたのは、80年代～90年代の国家の財政が安定した時期で、これからはどの国も高齢化進み、規模の縮小の時代に入ってきている。そういった意味で、支援を増やすことが解決策にならない可能性がある。今あるものを死守するのが精いっぱい時代において、お金のかからないやり方で効率的になるものなど直せる部分はある。
- 保育ママや他にもいろいろと選択肢があるため、必ずしも夫ということにはならないということかと思うが、フランスはとにかく働かない。時間も短く、非常に早くリタイアもする。日本がこんなにながむしゃらに頑張っても厳しい一方、戦勝国には若干余裕があり、うらやましい点である。外国人が労働力として入ってきているのも有利である。

以上

## (2) 大阪大学大学院 人文学研究科 教授 高橋 美恵子 氏

### 1. 意識（子ども観、子育て観、結婚への意識等）の側面について

#### (1) ジェンダー平等意識

##### ① スウェーデンのジェンダー平等意識が日本はもとより欧州の他国と比べても高いことの背景や、そのようになっていった経緯・画期となった出来事について

- 男女平等の政策は早い段階で導入されていたのが大きい。
- ターニングポイントは 1971 年の税制改革である。所得税の課税方式を夫婦合算性から個別化した。国として共働き社会に転換することを決めた。男女平等に関する議論、女性解放、女性の権利の向上については、世界的に特に先進国の間では同時期に起こっており、スウェーデンでは 1950 年代くらいから男女の賃金格差が問題となっていたが、60 年代に入っても大半の女性は専業主婦だった。ただそのころに女性解放運動が一部の平等論者の中で起こった。その後 70 年代に入り、国が方向付けを決めたことが他国とは大きく異なる点である。
- スウェーデン社会学者の話で、2 : 6 : 2 の法則と言われているものがある。国を変えたい、既存のシステムを変えたいと思う層が 2 割、現所維持がいい、保守派の層が 2 割、そしてどちらとも言い切れないグレーゾーンの間層が 6 割。この 6 割は法制度、システムが変わることで徐々に変わっていく。現状維持派も一部は伝統を重んじる人もいるが、世代交代に伴い、大半はシステムにのっとり方向を向いていく。意識を変えないと社会は変わらないため、意識が変わり一部の人の声で法制度、システムを変えて、システムが変わることでまた多くの人の意識や行動が変わっていく、ということが 70 年代初めからスウェーデンで実際に起きた。
- 1974 年、男性も世界で初めて育児休業の支給の対象となった。いわゆる、親休業制度（両親休業制度）、親の給付制度、親保険が導入され、父親も対象としていったこともターニングポイントである。
- 女性の労働進出を促すことは日本も含めて世界的に取り組んではいるが、同時にこれまで女性が担っていた家事、育児責任を、女性のみが果たしながら仕事をするのかということで、スウェーデンでは早い段階で家事育児責任の男女平等を謳い、親保険制度が導入された。50 年前からそのような視点で制度を変えていったが、現実はなかなか変わらず、家事育児の負担の議論は続いている。ただ、いわゆる男女平等意識は 50 年前に方向転換しているため、今のような数値が見られるのはおかしくないと思っている。
- 日本の場合、女性の進出は一定でも、国をあげて共働き型に転換していない。他方スウェーデンは、世帯にいる女性の前提が専業主婦ではない、という方向転換が 50 年前にあったことが大きい。

#### (2) 結婚観

##### ① スウェーデンにおいて、婚外子差別の撤廃や、事実婚に関する権利保障などが進んだ経緯や、それらの進展が結婚や出産に与えた影響として考えられることなど

- 婚外子率は 80 年終わりごろから数値はあまり変わっていない。上がったたり下がったりしてもかなり前に過半数を超えている。最近では若干数値が下がってきているので結婚意向

が高まっているのかもしれない。

- サンボ、いわゆる事実婚を保証する背景として、1970年代にサンボ法は結婚していない二人が別れた場合、同居している住居をどうするかという女性を守る視点で導入された。多くの場合、賃貸にしても持ち家にしても、経済的に男性が優位で、男性の方に稼ぎがあり、男性の持ち分が多いのが想定されている。結婚していれば財産は二分割されるが、サンボの場合、登録制ではなく自分たちがサンボだと思っていれば成り立ち、法的根拠がないため、カップル関係を解消した場合、住居を追い出されるのはほとんどの場合女性になってしまう。そこで、結婚せずとも一緒に暮らしていれば、別れるときに住居も二分割することを想定し導入された法律である。70年代、導入当初はサンボという言葉自体がまだ浸透しておらず、非法律婚の二人の住居に関する法律、というような名称だったが、87年にサンボ法となった。結婚に準ずる形であり、相続権、財産権に関しては結婚とは異なるが、住居に関しては同じ位置づけとした。
- サンボ法が87年に新しい形となったとき、サンボはすでにカップルにとって当たり前のライフスタイルだった。むしろ、一緒に暮らさずに結婚することがあり得ない、相手の本質は一緒に暮らしてみないと分からないという考え方。相手の一面しか見ずに結婚に踏み切るとはリスクであるという意識があり、カップルとして暮らしてみて、その中で子どもができる。妊娠して出産までに結婚に至る場合もあれば、出産をきっかけに結婚に至る場合もある。また、結婚にこだわらなければそのままサンボを続ける場合など、様々な選択肢がある。
- スウェーデン人の中には保守的な意識を持つ人も多く、結婚するのであれば、教会婚をしたい、たくさんの人を呼んで祝ってもらいたいという人が結構いる。サンボだとそれはなかなかできないため、結婚（法律婚）という形となる。また、市庁舎に行き宗教に関わらず市民婚をあげて、友人や家族とパーティーを開くケースもある。いずれにしても披露するということに対して、否定的な意見を持つ人はあまりいないため、なぜ法律婚をするのかというとその意識は消えていないということである。コロナ前はいったん結婚ブームもきていて、伝統的な結婚を好む傾向も見受けられた。

## ② スウェーデンの女性が、「将来自分が子どもを持つのかもたないのか」といった観点からの人生設計について、考えたことがある人の比率が高いことの背景（社会規範、教育の影響等）について考えられること

- 大きく影響を受けている。教育制度もしかり、内閣府報告書でも触れていたが、日本の場合は自分の将来を考えて大学に入ったという学生は少なく、敷かれたレールに乗って大学まで進学し、就職活動の段階で初めて何をするかを考える人が多い。一方スウェーデンだけではなく、ドイツなどはもっと早くからだが、自分の将来を考えなくてはいけない。自分の進路によって行く高校が変わる。ドイツでは中学時点で進路が分かると聞くが、スウェーデンでは中学までは日本と同様だが、日本でいう中3時点でどこの高校へ行くかで将来の進路が決まる。入試はなく、成績順に振り分けられるが、進学コース、職業コースと大きく別れる。国が定めるコースが18コースほどあり、進学は4コース、残りは職業コースである。進学コースは理系、文系、芸術系、工学系と分けられ、職

業コースは多岐にわたる。職業コースはかつて、2年制だったものが、90年代に3年制と改正された。一部、高専のように4年生が残っているかもしれないが。ここでまず自分の進路についてまずは考えるが、やり直しもちろん可能である。社会に出てまた学びたいと思えば可能である。すべて無償であるため、何歳からでも大学に入り直せる。休職して大学に入ることも可能である。勉強においても、キャリアにおいても、複線的キャリア形成と呼んでいるが、日本だと単線であるため、一度そこから外れるとなかなか戻って来られない。いい大学に入りいい会社に入ってもいったんやめてしまうと、キャリアアップは難しくキャリアダウンになってしまう。スウェーデンでは複線的でいくらでもやり直しがきく。

- さらに、社会がそれを求めるので家庭でもそうなったと考えると良いが、各個人が自立した個人となって社会に参画することが求められる。経済的自立も含む。親の責任は子どもが高校を卒業するまで。18歳で成人となるため、大半が7歳で入学し19歳で卒業するが、卒業するときは成人している。高校卒業までが親の責任で、その後は、大学も自分たちで行く。いまは経済状況が厳しいため、親元に住みながら通学、通勤する人もいるが、20代後半になって親と同居していることは、マインドとしては社会規範に反する。どちらかという親も子どもも恥ずかしいと感じる。親に面倒を見てもらう、食べさせてもらうという日本だとあり得る意識がない。むしろ恥じることである。移民も多いため、スウェーデン人は自立することが重要である。これが、若い人達が人生設計を考えるとということと通じる。
- 家族社会的に見ると面白い点として、欧米はカップル文化である。日本はそうでもなく、結婚については重要視されるが、結婚した二人が幸せに生活しているかという疑問があり、形をとることが重視されている。スウェーデンの場合、自分が思う相手と暮らして、家族を作っていく意識、制度にのっとらずに愛する人と暮らす意識、それを求める傾向。日本だとシングルである理由はあえて聞かなくなってきた。ある意味多様化してきて、日本も変わってきた印象。スウェーデンの場合、結婚しているかどうかは重視されないが、きちんとした仕事もしているのになぜ一人なのか、などと「ステディがいること」が求められるシーンが多い。パーティーも同伴で行くことが求められ、カップル同士の付き合いというものもある。そこが影響していることもある。
- 子どもが小さいときは一緒に寝ることはあるが、夫婦が家族の中の基本である。子どもが居ると子ども中心にはなるが、夫婦が強く基盤となっている。日本の場合は子どもが中心で子どもを介して親役割をして家族が成り立っている。これはアジアの文化的なものでヨーロッパとは違う部分かもしれない。

### (3) 社会の子どもに対する意識

- ① 先生の本に書かれた論文の中で「男女が希望する数の子どもをつくる上で特に重要なのは、社会全体における子どもへのやさしさ（スウェーデン政府の報告書の引用）」や「スウェーデンの労働市場環境において、子どもや子どもを産むことに対する寛容さが低下している傾向がみられる」（「スウェーデンの子育て支援」『海外社会保



## 『障研究』2007) といったことが指摘された背景や、近年の状況について

- 優しさというのは、気持ちだけではなく、制度設計が子どもを持つことに対して寛容ではないということを含めた言葉だと捉えている。制度はいろいろと変わっているが、例えば、育児休業中の給付金について賃金に対する割合が下がるというのは子どもにとってよくないという見方もできる。子どもの社会化が住んではいるが、子どもに対してそれが厳しくなったということは、90年代終わりから2000年にかけてスウェーデンで暮らしていて、実際に目にしたことはない。経済的な状況が厳しくなると、親の暮らしが厳しくなる、そのまま子どもに影響がある。給付金が下がる、子育て支援などにすべてに波及される。そういうことを含めて、政府の報告書内にこういう言葉が出された。
- チャイルドフレンドリー、ファミリーフレンドリー、子どもに優しい社会という言葉が一般的に浸透していて、この状況はチャイルドフレンドリーかどうかという議論が20年前にされていた。
- 外国人が多いということもあるがスウェーデン人内でも格差が広がっていて問題視されていて、2018年8月に政府が設置した平等委員会が2020年に報告書を出した。子どもを持つ可能性は、学歴が高く、賃金の高い人は高く、無職や失業率は子どもを持つ気になれず、非正規労働者など経済状況が不安定な人はなかなか子どもを持つことが考えられないという指摘をした。
- スウェーデンの統計庁の2020年データでは、就労女性と仕事をしていない女性、失業、移民などを含む非就労女性とで出生率の差は驚くほどの開きがある。1.75の出生率が就労女性にあるが、仕事をしていない女性の方が1.0という比率だった。日本や他の文化では、仕事をしていない女性の方が子どもを産み、仕事をしているとなかなか産めないという考え方になると思うが、スウェーデンでは女性も仕事をしていることが前提なので、男性がいい仕事につく、賃金が高いというだけではなく女性自身もきちんと賃金を得て、安定した職業についているということが子どもを産もうというインセンティブにつながるということが分かっている。日本も共働き社会に転換していくとなると、男性の就労の安定だけではなく、女性も安定した職業に就き収入を得ることが子どもを生むことにつながるという予測は立てられるかと思う。
- 70年代に女性が社会進出をした背景としては、国の理念として男女平等にと謳ったのが大きいですが、同時に国として労働力も足りていなかった。スウェーデンは戦争では中立を守り、早くに経済復興し天然資源などもあり50年代に高度成長した。60年代には人手不足となり、たくさんの移民を受け入れた。そのような中で結婚女性が仕事をしていないのではないかと女性の労働市場への参入の動きがあった。女性も仕事ができる社会に変えてくときに、保育、介護などケアの部分で女性が無償で担っていた仕事を有償化し、公的セクターに一貫していった。一部フェミニストは、女性は男性への依存から国へ依存に移行したと言っているが、これがスタート地点で、多くの女性が公的セクターでキャリアを形成し、7割近くが公的セクターの職員で管理職の割合も高い。かたや民間企業では女性の割合が4割を切っており、女性は活躍しているが、管理職や執行役員、取締役は男性が圧倒的に多い。女性を勧誘して公的セクターに入れる動きがあったわけではなく、構造的に70年代にそうなり、いまでも残っている。

- 家庭で無償労働としてやっていた保育や介護などが公的サービス、社会的サービスとなり、保育士や介護士など結果的に女性が多く、その結果、公的セクター、市役所など政府機関などで女性の比率が高くなっていったと考えていい。福祉の分野や学校教育の場でも、小学校、中学校などでは圧倒的に女性が多い。

## 2. 負担（経済面・精神面の子育てに係る負担や子育て支援策・サポート体制）の側面について

### (1) 保育

#### ① スウェーデンの両親保険の仕組みについて、雇用者が負担するということが、その設計の詳細について

- 事業主負担、雇用者拠出は一定の金額で、現在は 31.42%と決まっている。非常に高い額であり、給与の 31.42%分をプラスで社会保障拠出金として払わなければならない。それが色々な保険に振り分けられ、そのうち 2.6%が親保険にいく仕組みとなる。これは企業の規模に関わらず一律ではある。
- 若者の就労の問題についても触れておくと、日本の場合は新卒一括採用で諸外国は違うが、スウェーデンでは大学卒業後にすぐ職に就けるわけではない。研修や派遣、契約社員などでまずは働き始める。男性の場合でも 20 代前半では非正規が過半数で、20 代後半以降に正規社員へ逆転して、それ以降 40 代、50 代もほとんどが正規社員である。それは女性も同じである。
- そのような仕組みであり、若者がなかなか仕事に就けない状況にあるため、若者を雇う場合は、企業負担額の割合をかなり下げている。若者を雇う企業のインセンティブを与えている。一番若い層であれば、10.2%まで下げている。2.6%に拠出される配分はどうなるかは分からないが、全体が下がることである程度配分は変わるのかもしれない。

### (2) 自治体の役割

#### ① スウェーデンにおいて、出産・子育てに係る負担の軽減に関して、地方自治体がどのような役割を果たしているか、自治体によってその水準に差異があるか、といった点について、特徴的なこと

- ほとんどの場合仕組みは国であるが、就学前保育や学童保育などの保育料について、国が定めた法律の範囲でいくらにするかなどは自治体に任されている。基礎自治体が 290 あり、この基礎自治体が自主的に様々なものを運営している。スウェーデンでは所得から徴収される税金は一種類のみで、自治体税、コミューン税のみである。割合はだいたい 3 割前後だが、自治体の政権により税率に上下がある。3 割前後の税金からすべて賄われる。加えて、一定の高所得者は国税を納める。プラス 10%で払っている人はかなりいるかと思う。
- 保育施設はコミューンが市民からの税金で運営しているが、ほとんどの自治体で上限設定をしていて、就学前保育所の保育料は世帯収入の 3%を保育料と設定されている。第 2 子は 2%、第 3 子は 1%、第 4 子以降は無料という割合で設定している自治体がほとんどである。保育所の設備、人員、設備など細かいことは自治体で決められる。

- 日本でも話題となった子育て支援サービス、フィンランドのネウボラのような一元化された子育てサービスは、スウェーデンにもある。福祉、医療、一部の教育関係の窓口が一元化されている。周産期医療や健診、親教育を受けることもできるし、相談することもできる。オープン保育所へは、入社後1年間程度は通わせることができ、育児休業中の他の親と交流ができたりする。このような施設をファミリーセンターというが、この施設の設置についても自治体が決める。福祉の細かいシステムなども決めている。どの自治体も大体同程度のサービスが受けられ、日本のようなどこかの市が特出したというような事例はない。

### 3. 環境（育児・家事と仕事の両立、まちづくりなどでの子育て環境整備）の側面について

#### (1) 育児・家事と仕事の両立支援策について

- ① 保育サービスの拡充などの環境整備が出生率の向上に寄与した事例、国について。選択肢が多いという印象を受けたが特徴的なものがあるのかどうか。
  - 保育サービスの選択肢が多いというわけではなく、育児休業制度が充実しており、柔軟度が高い。出産すると一年半程度、夫婦交代で休業する。女性が1年、男性が半年休むパターンが多く、1歳半～2歳の間に就学前保育に預けるとするのがスタンダードである。それ以上の保育サービスといえば、妊娠中のサポートや出産後の検診、訪問看護など地域の看護師が訪問してチェックするなど日本も同様に実施しているものである。
  - 育児休業制度が8分割まで可能で、例えば1日8時間労働であれば1時間単位でとれる。また労働時間などは、日本の場合は、制度があるものの子どもの年齢に条件があったり、事業所によって導入されていなかったりと制度が充実していても実践がなかなか伴わない。スウェーデンでは、すべての人に当然の権利であり、権利意識が高いので権利行使に頑張らなくても当たり前を使うことができる社会であるため、組み合わせで育児休業しながら働くことができる。何%は働いて何%は寄付金をもらおうというようなことも可能なため、そういった意味での子育てにおける選択肢がある、困った時にサポートを得られるというのは大きいかもしれない。
  - 日本であれば、子育ては親が何とかしなくてはいけない、多くの場合母親が何とかしなくてはならない。スウェーデンでは婚外子はいるが、ほとんどがカップルで子どもを持つ。単身で子どもを産むということはまれである。何かあった時に、家族形態に関わらずサポートを受けられる。助けを求める場所がある。母親だけがつらい思いをするわけではなく2人で育てる意識がある。家族のネットワークが密で、家族同士のサポートを受けている。ネットワークでも解決しない、ネットワークがない人も自治体のサポートを受けることができる。福祉の質も以前よりは低下している現実はあるが、何とかなる、という感覚があるので、若い人の将来の見通しも明るい。楽観的というわけではなく、計画性がありシビアではあるが、それでも何とかなるという気持ちを持つのはこの国なら生きていけるという実感があるから。日本の場合は、将来が不安で、自尊心が低いという感じがあり、そこが違うと感じる。
  - 家族政策の始まりは30年代に人口問題に対応したところから始まる。その後、生まれた

子どもの格差をなくすために一律の児童手当を導入する。次に、60年代に効率性ということで、高い教育が求められる時代となり、それまで余裕のある家庭では大学まで進んでいたが、ブルーカラーの人たちは学校に行っていなかったため、高校までは行こうということで制度改革を行った。その後は社会的な波で男女平等、女性の解放があり、そのような流れでだんだんと転換していった。ひとつずつクリアしていき基盤があったうえで両立支援や親保険が導入されたため、そこだけ切り取るとなかなか答えは出ない。全体像を見ると理解が深まるのではないかと思う。

- 70年代の男女平等が少子化対策だったのかということむしろ逆であり、80年代にいったん女性の社会進出で出生率は下がるが、共働きが安定して、浸透し、社会も女性が進出することが当たり前の社会となったところで出生率が上がっている。結果的に、出生率が2.1と驚異的な数字となり、世界的に注目されるようになった。その後、また下がるが。

② スウェーデンにおける育児休業中の代替要員に関して、どのような方が代替要員として働かれているのか（休業中の方、副業、リタイアされたばかりの元気な高齢者等）

- 職場や職種にもよるが、そもそも育児休業が1年間となれば代替要員を雇うが、男性の育児休業で3～4か月という場合は、お互いがカバーし合うというケースが多い。すべての休業に対して代替要員を雇うわけではないというのが前提にある。代替要員は若い人が多い。卒業してすぐに正職に就くことが難しい状況の中、経験のない人たちがそこで学ぶことができるため、派遣企業を通じて、また知り合いの口コミ、コネを通じて入るケースが多い。実力がないと入るのは難しいのは当然ではあるが、キャリアを積むということで、若い人を入れることが多い。

② 公共施設や公共インフラ等、まちづくりと出生率の関係について

① スウェーデンにおいて、公共施設や街角における子育て世帯への配慮（トイレの設備や授乳室等）が行き届き、出生率の回復に寄与しているのではと考えられる事例

- 少子化対策というと、1930年代から始まっているため、90年の歴史がある。まちづくりが少子化対策ということにはつながりにくいですが、子どもが安全に暮らせるまちづくり、ということは早い段階で考えられている。車の制限速度が、学校、保育園、住宅地などで決まっている、また道路に障害物置いてスピードを出しにくいまちづくりとなっている。自転車道も整備され子どもが自転車に乗ることに配慮されていたり、バリアフリーであるため、ベビーカーでどこへでも行ける。公共施設に関わらず、歩けるまちづくり、車と人が分離するようなまちづくりとなっている。国がやるというよりは事業者がプロジェクトとして立ち上げている。トイレに関しては日本ほど進んでいる国はない。トイレに関しては、スウェーデンでは有料であり、日本とは異なる。

以上

### (3) 立命館大学 産業社会学部 教授 筒井 淳也 氏

#### 1. 意識（子ども観、子育て観、結婚への意識等）の側面について

##### (1) ジェンダー平等意識

① **著書「仕事と家族」において、日本は家事分担において、夫婦間の差が大きいという点が指摘されているが、諸外国においてこうした意識の差は存在するのだろうか。また、存在しないのであれば、そうした意識の差を埋める取組や制度などがあるのだろうか。**

- 「性別役割分業」という言葉は、日本語独自の言葉で英語圏には存在しない。性別分業と性役割意識という言葉はある。性別役割分業というのは日本の行政が使い始め広まった。性別分業意識は、どの国にも必ずあり、程度の問題で強いかわ弱いかだけである。日本は比較的強いのは確認するまでもない。
- 意識そのものに国は介入しない。基本的にはキャンペーンなどで周遍的な制度を変えて、間接的に変わっていけばいいという話。
- 性別分業意識については社会学的な研究がいくつかあるが、一番変化がみられるのは、コーホートリプレイスメントであると言われている。世代が変わらなければ変化がないとうわけではないが、世代交代の効果が一番目立つ、つまり 30 年ほどかければ変わっていく。メディアや教育の効果が浸透し、新しい認識を獲得した世代が、平等意識が高まると推察される。地道にやるのがいい。政府が制度を新しく導入しても人々の意識がいきなり変わるということはなく期待しすぎてはいけない。メディアや行政に何度も聞かれることだが、人々の意識を変える魔法のようなやり方は存在しない、長期的に地道にやるということである。
- そのうえで、ひとつの方向性として、家事分担の時に、労働時間の差や所得格差が影響するがごくわずかしかない。稼ぎ手意識がポイントで、女性と男性で稼ぎに差がなくても、女性のほうに自分が家計を支えているという意識が強ければ、女性の意見が通りやすい。男性側も妻の所得が無ければやっていけない意識があれば、妻の言うことを聞く。所得格差を縮めると同時に、一時点の所得格差がないことは意味がなく、女性が長期的に働き続けキャリア形成ができる環境が間接的には家事分担に効いてくる。スポットで考えがちだが、10 年後にも働きつづけるだろうという予測が大事で、現時点で変われば変わるわけではない。
- もう一つは、各国、育児休暇を導入しても男性が取得しない悩みがずっとある。男性に育休を取らせることが出来れば、家事全般に慣れ戦力となるが、なかなかうまくいかない中、両親手当、両親保険などの制度が目立つ効果があった。それでも時間はかかる。例えば、スウェーデンでも男性の取得制度が始まったのは 60 年ほど前だが、まだ平等になっていない。夫婦全体を 100 としたときにまだ 3 割に達していない状況。そんな中、譲渡不可の父親割当が比較的効いた。日本も導入されて 10 年ほどだが、徐々に効果が出てきた。制度は導入されていて、行政、国、自治体が出し惜しみしているわけではない。日本もトップクラスによい制度があるので、改善の余地はあるが時間をかけて社会が適応するのを待つということ。併せて企業の働き方なども変わらなくてはならない。簡単には変わらない。

- それでも日本は思ったよりも早く社会が変化していると感じる。男性の取得率も毎年上がっている。ただ、誤解があると思うのが、日本の制度に遅れがあると思っている人が多いが、制度は遅れていない。問題は働き方にある。

## (2) 結婚観

### ① 少子化の背景として晩婚化が指摘されているが、諸外国において若年世代の結婚を促進するような取組の事例などはあるか。

- 海外では結婚ではなく、同棲や事実婚に向かうため答えにくい。結婚を促進するというとピント外れとなる。結婚しない人が増え、同棲が増えている。そして、それらを促進するものは直接的にはない。ただよくあるのは、子どもを作る段階では事実婚で、1年程度はそのままだが、所得税が結婚したほうが有利な国が多いため、3年程度すると結婚する人が多くなる。
- また欧米人は自立意識が強い。18歳になって、子どもが両親と住むのは恥ずかしいことであり、基本的に家を出る。家を出ると稼がなくてはならない。高等教育は無償が多いため何とかやっつけていける。アメリカは学資ローンを使って大学に進む。自立意識は強いが、若い人は稼げないため、一緒に住む。同性とシェアしてもいいが、恋人がいれば恋人と住めばいい。パラサイトシングル論で言われているのが、日本の場合は、両親と一緒に住むことに抵抗感がないため、それが恋人を作ることを阻んでいるということ。そのあたりについて行政は介入が出来ない。
- もう一つは若年雇用支援。日本は恵まれており、比較的若年雇用は安定していたが、90年代後半は若年の失業率が上がり、非正規雇用が増える。男性についても同じである。ヨーロッパの若年雇用対策を日本も参考にしようとするが、働き方がそもそも違うのでなかなかうまくいかない。日本において若年層の正規雇用で増やす、また非正規雇用が残るのであれば、賃金格差をなくすということ。それが日本において結婚を促す仕組みとなるのではないか。
- 欧米はいわゆるジョブ型が多い。ジョブ型の割合が多いと職業に賃金が張り付いているため、その職業のニーズがなくなったら解雇されてしまう。その職業に慣れ、職務経歴が長い年配の人が優先的に雇用される。若い人は模索しながらインターシップや職業訓練を受けるなどして何とか職を得る状況で時間がかかる。
- ただ、政府としては方針が立てやすい。政府の費用で職業訓練をやり、特定の仕事に若者を送り込んでいくという発想になる。日本で職業訓練を受けても大企業の雇用率が上がるかと言えばそうではない。ジョブ型ではないため、特定の職に必要なスキルなどは明示されていない。教育訓練も基本的に、大企業であれば優秀な学生を白紙の状態に雇用した後、各社の方針に沿って育てる。その入口も狭くなってきたため、非正規雇用が増える。非正規が増えたときに、非正規と正規の賃金格差が日本では大きい。海外であれば同じ仕事をしていれば賃金は比較的平準化される。例えば、トヨタで雇われても、中小企業で雇われていても同じ仕事であれば賃金は大体同じになるということ。年齢は多少影響するが、同じ能力があるとされれば、同じような時給となる。これはどの会社で働いても、男女関係なく同じである。政府がやることの手立てが立てやすい。

- 日本ではそれができないが、欧米を真似るしかなく、20年くらい前にジョブカード制度をつくろうという動きがあったが、企業がそれをあまり判断材料とはしないためうまくいかなかった。成長し続けるのであればいいが、根本的に日本の雇用システムが不利に働いている。非正規雇用が増えたときの対処の仕様がなく政府としては手をこまねいている。
- 雇用に関して、行政が関与できる余地が少ない。海外は、特定の職に誰かを送り込もうと思えば、職業訓練をすればそこに送り込むことができる。日本にも職業訓練校はあるが、そこを経ても稼ぐことができる実感はなかなかない。今の学生はハローワークと無縁な生活を送ることが目標である。行政としてできるのはハローワークだけだが、ハローワークで職を探すような人が結婚できるかと言えば難しい。システムを作り替えるのは時間がかかる。
- 非正規雇用の割合は確かに減っては来ている。日本の少子化問題という観点で言えば、90年代後半、2000年代初めの非正規雇用の増加は痛かった。だからと言ってこの問題が消えるかと言えば消えない。程度の問題である。非正規雇用が減ってきたので、この問題は考えるのをやめようというのではだめで、これもやらなくてはいけないし、他もやらなくてはいけない。また、正規雇用の賃金についても、最近の求人によく見るのが、賃上げがなく契約社員並みの給与で働く条件で、手取りは固定残業を含んでも20万程度。それが10年、20年続く。それでは正規雇用でも結婚は難しい。それが許されてしまっているので、問題がそちらにシフトする可能性はある。非正規と正規の賃金格差ばかりに目を向けていてはだめというのはこれからの課題である。全体の賃金水準を上げていかななくてはいけない。これはなかなか難しい気はする。

## 2. 負担（経済面・精神面の子育てに係る負担や子育て支援策・サポート体制）の側面について

### (1) 子育て支援策の有効性について

#### ① 女性の労働参加が進んだ国々において、特に出生率の向上に寄与した取組や事例

- 常識的なところで、保育の拡充、育児休業制度の充実、現金給付、この3点セットをやっていない先進国はない。日本は20年ほどやってきたこの方向性でいい。この3点セットだが、最近の実証研究では現金給付は出生率を上げない、それよりは保育の拡充が大事だといわれてきている。というのも、保育によって女性のキャリアが比較的継続的になるが、例えばフルタイムをやめて非正規に転換すると生涯所得がかなり落ちる。現金給付や児童手当ぐらいでは取り戻せない。児童手当もどの国もやっているが、保育の方が効果があると言われている。
- 先進国の子育て支援は驚くほど共通していて、日本も基本的には同じである。日本はまだその効果が出ていない。日本と違うところかというと、スウェーデンでは0歳児保育がない。0歳時点では休業、児童手当、1歳から保育。日本は0歳児保育が盛んなのは保育園に入りにくいから。このあたりの設計を失敗しているが、これについては行政も分かっているため、何とかしようと思っただけはいるはず。0歳児保育はお金もかかるためやめたほうがいい。ないに越したことはない。

- また、ドメスティックワーカー（乳母や家事手伝いをする人）が比較的多い。ベビーシッターよりさらに家事育児をやる人が多い。移民が多く、アメリカだとメキシコから、ヨーロッパだと東ヨーロッパ、ハンガリー、アジアだとフィリピンなどで。日本と韓国は比較的少ない。これについては出生にはそこまで効果はない。費用が高いので。
  - 女性の復職や企業への復帰支援をしている国もある。復帰はどの国でも悩みどころで、復帰しようとしたら解雇された事例は導入当初はあったが、それを禁止したり、時短で復帰するのはどの国も検討している。日本もやっちはいるが違いがあり、時短で復帰する場合、キャリアで不利になりやすいのが日本である。それは働き方の違いが大きい。ジョブ型の社会では、時短にしても時給分しか減らない。同じ内容の仕事の時間を短縮するというだけなので、オランダなどは典型的だが、その後のキャリアに大きな影響はない。戻そうと思えば戻すことができる。雇用主は従業員の都合で就業時間を変更することを歓迎はしていないが、政府として、雇用主側の都合で時短を断れないよう、断る事情のハードルを高くしている。経営がうまくいっていないなどが恐らくそうである。ドイツはまだうまくいっていないが、フランスやスウェーデンでは、従業員が時短にしたい、時短からフルタイムに戻したいという意向があれば、断ることはできない。そのようなシステムを作り、EUの指令として枠を作り進めようとしている。キャリアに影響しない働き方のため、ワークライフバランスも取りやすい。日本でも時短は取れるが一旦とると出世はあきらめなければならない雰囲気があり、ここを変えていく必要がある。また、パートタイムとフルタイムの転換を許せる企業はよほど余裕がある企業である。日本はぎりぎりの状態で生き残り、ブラック企業など従業員のワークライフバランスを与えないことでなんとか存続している。EUだとこれはつぶされてしまう。従業員にディーセントワークを与えられない企業は市場から退出してくださいという方針。その代わりに、失業率は高くはなるが、それは国が面倒を見るという方針である。このあたりの転換をどこまで思い切って進められるか。
  - 働き方が50年前とは変わっているはずである。製造業のようになるべく定型的な仕事を長時間やらせたほうが、生産性は上がるというのではなくなっている。時間は短くてもてきぱきと効率的にやってほしい。そのような転換とちょうどうまくマッチしたのが恐らくヨーロッパのジョブ型である。日本はうまくかみ合っておらず生産性が上がらない。顧客満足を100%満たすまで残業するというのは疑問視されて減ってきている。他のシステムも併せて変わっていく最中かなと思う。さらにもっと促進させたければ、企業に厳しいやり方が必要である。長時間労働に対しては枠をはめ、企業は枠内で生き残っていくことを求められる。ただ、日本政府は企業を保護する傾向にあり企業に厳しくなれないため、変わりにくいと感じる。
- ② 出生率の回復が見られる国々では、いくつかの政策が組み合わせられて実施されているが、特に高い効果が表れた政策の組み合わせなどの事例はあるか。
- 0歳は育休、1歳以降は保育サービスである。日本は0歳児保育が盛んであるが、0歳児保育はお金もかかるためやめたほうがいい。ないに越したことはない。



### 3. 環境（育児・家事と仕事の両立、まちづくりなどでの子育て環境整備）の側面について

#### (1) 公共施設や公共インフラ等、まちづくりと出生率の関係について

① 公共施設や街角における子育て世帯への配慮（トイレの設備や授乳室等）が行き届き、出生率の回復に寄与しているのではと考えられる事例などが、もしご存じであればご教示ください。

- あまり思いつかないが、海外の方からは日本は子育てしやすいという意見もある。公共インフラの面で日本が子育てしにくい面があるとすれば、宿命的な部分で、道が狭くて、人が多い、バスが乗りにくいなど。これはどうしようもない側面でもある。また駐車場の少なく、車通勤に限られる。つまりは、企業内保育所を作っても埋まらない。自分の居る大学内にも保育所はあるが、キャンパス内に駐車場がなく、子どもを連れてくる人がいない。バス通勤で連れてくるのは考えにくい。大手町のオフィスに子連れで出勤するのは考えにくいということ。それでも子連れで出勤してもらおうとすれば、通勤のインフラの改善が必要だが莫大な費用が必要で現実的にはない。あとは、駅前で預けて、また帰りに預かるという取組みはやりやすいと思うが、すでに取組んでいる自治体もある。施設を新しく作るというときに、利用者の目線になって考えれば、無駄なことを考えずに済む。大都市に託児所を作ってもあまり使われない。

#### (2) その他

- 日本は教育にかけるお金の自己負担の割合が大きく、国があまりお金をかけない。典型的に教育や子育てが各家庭の責任という考え方が強い。日本は企業に勤めていれば、40代～50代と賃金が上がっていき子供の教育費も出せる。なぜ国が出さなくてはいけないのか。この残りがまだある。ヨーロッパではジョブ型で、よほどステップアップしなくては賃金がなかなか上がっていかない。企業は子どもに関して賃金を考える必要はない。子どもの有無にかかわらず上がったり下がったりはしない。それでは困るので、税金、社会保険で何とかしようという発想。日本は、給与に含まれているはずなのに、国がなぜ対応しなくてはいけないのかという発想が今までは強かった。
- 今までは強かったが、今はそういう時代ではなく、稼げなくなっているので、やはり何かやらなくてはと思い始めている。おそらく10年とで、かまだ時間はかかる。
- 子どもの養育責任は一義的に親にあるということで、それをサポートしなくてはいけないのはよほど生活が困窮している世代だけだという発想が強い。ちょっとすれば変わると思うが、まだ残っている気がする。
- 子育て世代を助けようとする意識を醸成する方法は基本的にはメディアと教育になる。もう一つあるとすれば働き方。日本人は余裕が無いので、キツイ働き方をして疲弊していたら人を助ける余裕はない。例えば、30歳前後でものすごい時間外労働で、低賃金で働く若い人が、出会いもなく結婚もできない状況にあった時に、困っていきそうなママさんを助けるかといえ、ちくしょうと思うかもしれない。女性でもそうだと思う。分断してしまっている。根本的に変えようと思えば、将来に明るい展望をもてて余裕のある働き方が出来ることが大事ではないか。キャンペーンで人の心を解きほぐせるものでは

ない。日本でも裕福な人が住む地域では、お互い気を使い合って、助け合うので子育てしやすい。余裕があれば日本人はやると思う。サラリーマンなど、遅刻できない、余裕のない働き方をしていれば、ベビーカーのお母さんにも寛容になれない。海外でも生活で苦しんでいるような人は人を助けないと思う。

- 男女参画行政などに関わるかと思うが、もう少し行政が率先して、委員会における女性の割合の低さをどうにかしたほうがいい。海外だと公的機関は女性が進出している。日本だと男性が多く、管理職の割合となるとさらに低くなる。行政機関は民間よりは比較的プレッシャーは低いはずである。まずは足元から見つめていくべきではとも思っている。女性の発想が大事なので、色んな所に女性がいれば絶対に変わっていくのではないか。

以上

## 2. 参照した文献一覧

対象国	文献名・論文名	著者	出版年	書籍・雑誌名	概要
フランス スウェーデン	諸外国における少子化対策—スウェーデン・フランス等の制度と好事例から学ぶ	苅田香苗・北田真理	2018	『日本衛生学雑誌』	スウェーデンやフランスなどの欧州諸国において、女性の権利保護、家族政策の見直しを通じて、出生率の低下を克服している状況を紹介している。
フランス	フランスの子育て支援—家族政策と選択の自由—	神尾真知子	2007	『海外社会保障研究』Autumn 2007 No. 160	フランスの人口・家族・労働の現状を概観した上で、就労との両立制度としてのさまざまな休業・休暇、保育サービス、家族給付、税制を、日本の制度と比較しながら検証している。
フランス	フランスの企業と「少子化対策」	神尾真知子	2006	『日本労働研究雑誌』No. 553/August 2006	子どもを育てることに関する労働者の負担に対して、企業がどのように援助しているのかを、子どもの養育にかかる費用への援助、出産・子育てに関する時間への援助、子育てへの援助、男女職業平等の実現の4つに分類して、整理している。
フランス	少子化を克服したフランス—フランス人口動態と家族政策	縄田康光	2009	『立法と調査』2009.10 No.297	19世紀以降、フランスが「人口停滞」に陥った経過を、ドイツ等の他の欧州諸国との比較において概観した上で、20世紀以降のフランスが少子化と人口減少を克服した過程における取組等を整理している。
フランス	フランスにおける少子化と政策対応	柳沢房子	2007	『レファレンス』2007.11	フランスで実施されている家族形成を支援し、少子化を克服するための政策を、その制度、現状、課題について、日本との比較の観点も入れつつ、概観している。
フランス	フランスの家族政策	国立国会図書館	2017	『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.941	人口政策としての家族政策に長い歴史を有し、一定の成果を上げるに至っているフランスの家族政策について、様々な観点で整理し、その事例を紹介している。
フランス	子ども(連れ)にやさしい国の高い出生率	白石重明	2007	RIETI海外レポートシリーズ	フランスと日本における子ども(連れ)に向ける視線の違いについて、筆者のパリ滞在経験から日本との比較を通じて考察している。
フランス	令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書	内閣府子ども・子育て本部	2021	-	内閣府が行った国際意識調査においてフランスの特徴的な箇所を整理したうえで、それに関連する交際・結婚、出産、育児、ワーク・ライフ・バランス・社会的支援・生活意識にかかるフランスの法制度についても適宜参照している。

対象国	文献名・論文名	著者	出版年	書籍・雑誌名	概要
スウェーデン	家族政策の出生力への影響を考える	岩澤美帆	2021	『社会福祉学のフロンティア』ミネルヴァ書房	出生力に対する政策の影響を論じた研究をレビューし、政策効果の測定に伴う制約・留意点などを整理。スウェーデンの出生率上昇におけるテンポ効果の可能性について言及している。
スウェーデン	スウェーデンの子育て支援—ワークライフ・バランスと子どもの権利の実現	高橋美恵子	2007	海外社会保障研究	スウェーデンの子育て支援政策について、長期の時系列で整理するとともに、「現金給付」「経済的負担の軽減」「その他」の観点で施策内容を整理している。
スウェーデン	スウェーデンの家族と少子化対策への含意—『スウェーデン家庭生活調査』から—	内閣府経済社会総合研究所	2004	-	スウェーデンの高い出生率の要因として、充実した育児休暇制度と、男女ともに少ない残業時間、サムボ(事実婚、同棲)制度などを挙げている。
スウェーデン	令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書	内閣府子ども・子育て本部	2021	-	内閣府が行った国際意識調査。スウェーデンにおいては、「人生設計として『将来、自分が子供を持つのか持たないのか』」を考えている比率が高いのが特徴的。
スウェーデン	ノルウェーとスウェーデンにおける『パパ・クオータ』の意義—日本との比較を踏まえて	中里英樹	2019	月刊DIO	男性の育児休業を促進するとされる「パパ・クオータ」制度について、先駆的に導入したノルウェーとスウェーデンの事例を紹介し、その意義を考察している。
イギリス	英国ブレア政権の保育政策の展開—英国ブレア政権の保育施策の展開	岩間大和子	2006	『レファレンス』第56巻4号	イギリスにおける保育・幼児教育制度の大きな転換点となったブレア政権の政策展開について、社会に与えた影響とその意義を整理し、日本の政策への示唆を考察している。
イギリス	イギリスの児童福祉・家族政策についてのヒアリング調査報告	大石亜希子	2015	『千葉大学 経済研究』第29巻第4号	イギリスにおける福祉政策や家族政策の変遷や、ブレア政権発足以降の政策展開と社会への影響を整理するとともに、イギリスの公的機関や労働組合へのインタビューを通じて、社会福祉事業の展開や課題について考察している。
イギリス	少子化社会に関する国際意識調査報告書—第3章 イギリス	大石亜希子	2015	-	イギリスの出生率の動向やブレア政権下において展開された教育・保育政策や、雇用・労働政策について整理している。
イギリス	イギリスの児童福祉制度視察報告書	増沢高・田中恵子	2018	-	児童福祉におけるイギリスの現状を整理し、イギリスにおける子どもの安全保障と児童保護について、政策展開の過程を振り返るとともに、イギリスの公的機関への視察の結果を報告している。
イギリス	イギリスの子育て支援体制—オックスフォードにおける実態調査より	吉田佳代	2014	『言語と文化』第18巻	イギリスの福祉制度や子育て環境に影響を与えた社会変化や、ブレア政権による教育・保育政策を整理するとともに、イギリスにおける子育て支援体制を日本と比較し、共通する課題等について考察している。

対象国	文献名・論文名	著者	出版年	書籍・雑誌名	概要
ドイツ イタリア	ジェンダーと子育て負担感に関する日本・ドイツ・イタリアの比較分析	岩間暁子	2009	『人口問題研究』65-1, pp.21~3	日本、ドイツ、イタリアの3カ国で実施された「世代とジェンダーに関する国際共同プロジェクト」の調査データを用いて、子どもを持つことに対して人びとはどのような負担を感じているのか、負担感はどのような要因によって規定されているのか、に関してジェンダーの観点から国際比較分析を行っている。
ドイツ	ドイツの新しい家族政策	魚住明代	2007	『海外社会保障研究』 Autumn 2007 No. 160	これまでの家族政策に加えて、保育制度の拡充や地域・世代間の連帯などによる包括的な子育て環境の整備が行われるなど、急速に展開しつつあるドイツの家族政策に着目し、東西間の相違に留意しながら、考察を行っている。
ドイツ	新しい家族政策と「家族のための地域同盟」	姫岡とし子	2007	「家族のための総合政策 [1] 日独国際比較の視点から」, 信山社	家族のための地域同盟などドイツの家族政策を紹介するとともに、日本の経済的・社会的支援策を解説。少子高齢社会の総合政策を日独の国際比較の視点から検証・提言を行っている。
ドイツ	ドイツの少子化と家族政策の転換	原俊彦	2008	『人口学研究』第42号、2008.5 41	ドイツの家族政策の転換について、ドイツの少子化や人口減少など政策転換に至る背景や考え方、施策の内容と期待される効果などについて紹介するとともに、日本の少子化対策との関連において注目すべき点を考察している。
ドイツ	フランス及びドイツにおける家族政策	山田千秀	2010	『立法と調査』No.310	2010年2月、筆者がフランス及びドイツを訪問し、両国の家族政策の実情について行った調査結果を整理し、その状況を整理している。
ドイツ	ドイツの児童手当と新しい家族政策	齋藤純子	2010	『レファレンス』2010. 9	ドイツの児童手当制度の歴史の変遷を辿り、税制と融合した現在の制度を概観したのち、児童手当を含む家族政策の近年の動向を紹介している。
ドイツ	ドイツにおける親手当・親時間制度	倉田賀世	2020	『社会保障研究』Vol. 5 No. 1	ドイツにおける親手当・親時間制度を通じて、従来の制度枠組みを維持したまま、共働き世帯モデルを前提とする両立支援策へ転換したことによる、制度と政策目的との適合性の課題について整理している。
ドイツ	ドイツにおける家族政策の展開	横井正信	2021	『福井大学教育・人文社会系部門紀要』第6号	家族に対する財政的支援を中心としたそれまでの家族政策から、共働きカップルが職業と家庭を両立させながらともに子育てを行うという家族像を基本とする政策への転換が図られた背景等について、歴史的な観点から考察を行っている。
ドイツ	令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査 報告書	内閣府子ども・子育て本部	2021	-	ドイツにおける「子供を増やしたくない理由」として、「雇用が安定しないから」「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」といった経済的理由が上位となっている一方、婚姻を肯定的に捉える割合は高いことが特徴となっている。
ドイツ	ドイツ自治体が、子ども・子育て環境に必要なだと考えていることは何か？	高松平蔵	2022	『JRIレビュー』Vol.6, No.101	ドイツ在住ジャーナリストの筆者が、ドイツと日本の都市を比較した際に感じた都市の子ども・子育て環境の違いについて、実際の経験から報告を行っている。

対象国	文献名・論文名	著者	出版年	書籍・雑誌名	概要
ドイツ	ドイツの育児休業制度と 両立支援策	飯田 恵子	2018	『フォーカス』労 働政策研究・研 修機構	ドイツの育児や両立に関する政策につ いて、歴史的な変遷なども含めて整理を行っ ている。
イタリア	南ヨーロッパ諸国の出生 率の動向とその近接要 因・社会経済的要因の変 化	西岡八郎	2003	『人口問題研 究』59-2,pp.20 ~50	日本と同様に低出生力状態にある地中海 沿岸の南欧4カ国の出生率の動向および それに影響を与える近接要因・社会経済 的要因について検討し、低出生率の要因 を分析している。
イタリア	南欧諸国の低出生率と子 育て支援策の展開	西岡八郎	2003	『人口問題研 究』59-3,pp.20 ~51	南欧諸国(イタリア、スペイン)などの家族・ 労働政策をはじめとする子育て支援策の 基本的考え方、子育てと仕事の両立支援 策、子育ての経済的支援などの状況を整 理し、低出生率と子育て支援策の関連を 検討している。
イタリア	離家とその規定要因: 日 本・ドイツ・イタリアの比較 を通じて	田淵六郎	2009	『人口問題研 究』65-2,pp.28 ~4	少子化の社会的背景である離家行動とそ の規定要因について、国際比較の視点か ら明らかにすることをねらいとして、顕著な 少子化という共通性を持つ日本・ドイツ・イ タリアについて、離家のパターンと離家タイ ミングの規定要因について比較分析を行っ ている。
イタリア	イタリアの若者の社会的 状況—増える高学歴者と 家族・教育・雇用制度の特 徴—	土岐智賀子	2011	『立命館国際地 域研究』第33号	イタリアの若年世代の失業率の高さが社会 構造の変化に対して、イタリアの社会制 度が十分に対処できていないことに起因し たものであることを、データに基づいて考 察している。
イタリア	2003~2004 海外情勢白 書	厚生労働省	2004	-	イタリアの育児に対する経済的支援(児童 手当など)、子育てと仕事の両立を支援す る制度、保育サービス、多様な働き方を実 現するための制度等次世代育成に効果的 と思われる施策について、制度や利用状 況等を調査・整理している。
イタリア	「主要諸外国における国と 地方の財政役割の状況」 報告書	財務省	2006	-	イタリアの社会保障および教育制度につ いて、国と地方でどのように役割分担をして いるのかが整理されている。